

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第14回）

2008年9月8日（月）

（13:30～16:55）

ベルサール神保町

【司会】

それでは、そろそろ時間でございますので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関しますコンサルテーション会合、本日、第14回でございます。先週の水曜日に引き続きまして開催させていただきますと思います。

本日も司会進行役を務めさせていただきます国際協力銀行・総務部の鷓木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

恒例によりまして、毎回お願いをしておりますけれども、本日の会合の進め方などにつきまして幾つかご連絡、お願いをさせていただければと思います。本日も17時半までの4時間というスケジュールで、やらせていただきたいと思います。途中で休憩を10分から15分、挟みたいと考えております。

また、通常どおり議事録につきましても、逐語にて公開をさせていただく予定でございますので、ご発言の際には、冒頭に所属及びお名前をおっしゃっていただければと存じます。匿名をご希望の方、もしいらっしゃいましたら、その旨、ご発言の前におっしゃっていただければと思います。そのようにさせていただきますと思います。それから、ご発言につきましても、いつもご協力いただいておりますとおり極力簡潔にお願いできればと思いますし、個別案件に関するご質問などにつきましては、この会の趣旨にかんがみましてご遠慮いただければと考えております。

私からのお願い及びご連絡は以上でございます。

それでは、本日の会議の進行につきまして、JBICの藤平からご説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【国際協力銀行 藤平】

本日、第14回になりました。またお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

本日は前回、改訂のドラフト案について、こちらからお示したものに対して皆様方と議論した上で、幾つかコメントをいただいております。私どもで引き取って、さらなる改訂案をご用意するというように申し上げていた点が幾つかあったかと思います。大きく申し上げますと、大体5点になると思っています。これにつきまして本日初めて皆様方のお手

元にご用意するということになりますので、若干丁寧にご説明をしたいと思っております。その上で本日の段階で改訂案というものについては、一応これでファイナルということにできればいいかなと考えております。

それでは、私の前振りは以上でございまして、早速、私どもでさらなる改訂をした部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、松田からさせていただきたいと思います。

【司会】

はい、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

今、藤平からご説明しましたように、私から、まず今回、修正、追記等を施した部分について一通りご説明させていただきます。その後、一つ一つについて議論をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目なのですが、その前にお手元の資料なのですが、前回と同じような形で JBIC/NEXIでそれぞれA4横の改訂案、三段表ですね。それから、ガイドラインのFAQの案、チェックリスト、追加項目の案ということでつけさせていただいております。チェックリストのところには、今回、特に何も手を加えておりませんが、一応三点セットなものですから、こういう形で資料を準備させていただきました。きょうも一応、JBICのほうの資料をみなながらご説明させていただければと思います。

1つ目が情報公開の件で、FAQの部分になります。お手元の資料の「ガイドライン FAQ（案）」をごらんいただければと思います。1ページ目ですが、前回の会合のところ、私どもが環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書に翻訳版が入るかどうかという話があって、私どもは入りますとご説明しましたが、それをFAQのほうに盛り込んでほしいということだったかと思えます。

1ページ目の一番下のところに、なお書きで一文を加えております。「環境アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当します」というように入れております。ここは若干説明いたしますと、問いになっているところは素直に読みますと、環境アセスメント報告書等が抜けている形、内容になっています。今回、ここに翻訳版を入れるという趣旨はEIA等を含む文書の翻訳版ということ

ですので、「環境アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版」というような形で追記させていただいております。

次が生態系及び生物相のところだったかと思えます。こちらガイドラインの本文ということではなく、FAQのところの書きぶりだったかと思えますが、重要な自然生息地のところの書きぶり、それから著しい転換、著しい劣化の定義。こちらのほうを世銀のセーフガードポリシーの内容を踏まえた形で、我々も前回お出しした内容も踏まえた形になっておるのですけれども、ちょっと十分でないところもあるということでもありましたので、このところの見直しをいたしまして文書の追記なり、書き直しなりを行っております。

先ほどごらんいただいたFAQ(案)の2ページ目をごらんいただければ、最初のほうですけれども、アンサーのところ「重要な自然生息地」ということがあります。

まず(1)の2行目も若干、前回こちらからご提示させていただいた文書から、世銀の文言をもう一度見直して書きかえております。基本的な内容は変わっていないと思えますけれども、(2)のところは前回の会合で、伝統的な地域コミュニティが保護区に準じた存在として認めている地域、受けとめている地域。同じような文章が上の(1)にもあるのですけれども、そこについても同様に記載する必要があるとか、あと希少種とか、絶滅種とか、その書きぶりについてもちょっと見直しをしてほしいということで、(2)のほうはお直しをしております。

それから著しい転換、著しい劣化についても、世銀のセーフガードポリシーの定義を踏まえた形で、ここに追記するような形にしてあります。

以上が生態系及び生物相でして、次は住民移転のところ、これはガイドラインの本文のほうになります。ページでいいますと、12ページの一番下の文章になるのではないかなと思えますけれども、苦情処理のところのメカニズムです。ここの書きぶりを見直してほしいということだったかと思えます。ここは「コミュニティからの苦情に対する処理メカニズム」というように、前回の内容から見直しをして修正を入れております。

次の13ページ、同じく本文のほうで先住民族のところに移らせていただければと思えますが、ここでは先日の会合で協議点が幾つかありまして、1つが先住民族、それから先住民族コミュニティの用語の整理です。FPICの中の事前のという、これが協議のほうにかかるとはならないかという話があって、そこは前回の会合の議論を踏まえまして、先住民族、先住民族コミュニティのところは、すべて先住民族という形で用語を統一させていただきました。

それからFPICの書きぶりも、特に第2パラのところでも見ていただければですが、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて」という形で、協議にかけるような形で直しております。

さらに、先住民族にかかわりましてはFAQのところでも一部文章の修正をしたほうがいいのではないかというお話がありましたが、またちょっとFAQ(案)のほうをみていただければと思います。2ページ目の下から3ページ目にかけてのところですが、そこに先住民族の部分があるのですが、直した文章は3ページ目の上でございまして、もともとはガイドラインの遵守等云々というように、あと現地の法制度のことが書いてあったのですが、そこは「ガイドラインが適合等を要求する世銀セーフガードポリシー等の国際基準」というような形で修正を施しております。これも前回、会合で皆さんのご意見を踏まえた形での修正というようになっております。

次が最後になるのですが、本文のほうに住民移転計画、それから先住民族計画を別表でつけておりました。ここについて、前回の会合で別表としてつける必要性のところでも随分議論があったかと思っております。私どももユーザーの皆さんの便宜等を考えて別表ということで、まず前回の会合では提案させていただいたところもあったのですが、ユーザーさん側のご意見として、やはり世銀のセーフガードポリシーの英語のほうに、実際には本体のほうを参照するようになるだろうということであったかと思っております。そういったご意見なども勘案して、今回、別表のところから一応抜きましてFAQのほうに移すという形で変えております。

恐縮ですが、またFAQ(案)の3ページ目から4ページ目にかけてですが、それぞれ住民移転計画と次が先住民族計画ですが、世銀のホームページのアドレスを掲載する形でFAQのほうに入れております。それだけだとちょっと不親切なところもありますので、では主な項目というのとは何かあるのかについてなお書きでそれぞれ、本当に主な項目ということなのですが、そういうものもここに追記して理解を深めるというような形になっています。

以上、私どもが持ち帰りということで、今回、検討して追記、修正した部分というのは今の説明で一通り終えますけれども、何かNEXIさんのほうであれば……。では、早速ですが、今一通りぱっと説明しましたが、最初に戻って皆さんのご意見を一つ一つお伺いしたいと思います。

まず、情報公開のところですが、FAQ(案)の1ページ目の一番下、なお書きの部分です。

こちらにつきまして何かございましたら、よろしくお願いいたします。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

翻訳版の件に関しまして、もともと NGO側の提案の趣旨としましては、JBICが環境レビューに際して用いている翻訳版を公開することによってJBICの透明性、それから説明責任を高めていこうという趣旨で、多分そのように提案いただいて、それがいろいろな議論の末に、特に前回の意見があって、このように FAQという形で入った。現地で公開されているのであれば公開するという形で入ったわけなのですが、実際に FAQに入った文言を目の前にみても、我々が本来求めていた部分とかなりギャップを感じる部分がありまして、やはり翻訳版の点はもとの趣旨に戻って考えてみる限り、現地で公開されているかどうかというところが論点の趣旨になる。公開するかどうかの境にするのは、ちょっと適切ではないのではないかと私は思っておりまして、再度、ここで繰り返し詳細な理由をまた述べるということは省略させていただくのですが、この点に関しては引き続き私としては現地の公開、非公開に限らず、JBICの環境レビューで用いている翻訳版を公開していただくということを求めていきたいなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。済みません、ちょっと今のご趣旨は FAQの文言を変えることではないということによろしいですね。今まで翻訳版については、論点のところとか、改訂の交渉のところでも議論になったのではないかと思いますし、ずっと議論をして最終的にこういう方向が出て、前回の会合でも具体的な案を示して、その中で協議をさせていただいて、こういう形。私どもは現地で公開されていることを1つの前提として、我々も公開にするという形。これはもう当初から申し上げている点で変わっておりませんで、そこについてはもう議論は終わっているかなと思っております。今回、FAQの追記した分の

ところももう皆様のご意見、今までの協議の結果を踏まえた形でなっていると思っておりますので、ちょっと田辺さん、済みません、よろしくお願いします。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

提案の趣旨ですが、私もちょっとコメントをする機を逸してしまったかなという感じはあるのですが、今の提案の趣旨からすると、この文言は FAQの中に入れていないほうがいいのではないかと考えております。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

これまで紆余曲折いろいろあったかと思うのですがけれども、前回の終わり方としては、むしろ NGOさんから、FAQの対象になっている文章の中には翻訳版というのも入っているのですよねと。それを明記してくださいというお話で、私どもとしてより明確化するという意味で受けたということがございますので、またひっくり返されるというのは、私どもとしてはちょっと困ってしまうなと思っています。翻訳版というものについてのお考えというのは、これまでお聞きしたりしてきましたけれども、今回の結論としては、こういう格好でやらせていただきたいと思っております。

【司会】

はい、どうぞ。

【日本貿易会 平尾さん】

今の議論は産業界の人も、既に JBIC/NEXIさんとしては翻訳のリスクはとれないと。それから、現地のプロジェクト実施主体が作成しているものであっても、みずから公表して、みずからリスクをとるというものであれば、この方向で公開してもいいと思いますけれど

も、JBIC/NEXIが働きかけて他国 ECAも規定していないような規定を盛り込んで、プロジェクト実施主体者に公開せしめることについても問題があると思っています。

【司会】

ありがとうございました。神崎さん、どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

ご説明ありがとうございました。前回、FAQにこのような文言を入れてほしいと発言したのは私なのですが、どちらかといいますと NGOでというよりも、前回の松田さんのご説明を受けて、やはり翻訳版についてそういうご趣旨であるのならば、それを入れたほうが良いという趣旨で提案させていただきました。

ただ、その後にほかの NGOの方々といろいろ話しておりまして、実は借入人の方、あるいは事業者の方が翻訳するもの以外にJBICさん、あるいはNEXIさんのほうでも何かしら翻訳をされるようなこともあるというようにお聞きしました。もしそういうことであるのであれば、私は今回の情報公開に関する方針。JBICさん、NEXIさんが新たに設けた方針というのは、環境レビューの中で審査の対象となる。あるいは、審査のときにみる文章をできるだけ公開していこうという趣旨と方針でいらっしゃると思いますので、もしJBICさん、NEXIさんが翻訳されるような文書があるのであれば、それを含めて審査の透明性を高めるという上では公開していただくことのほうが良いのかと考えております。そのあたりの実際の運用。前回、これまでの中で話されてきたのをちょっと記憶していなくて恐縮なのですが、ご説明も含めて教えていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございますといいながら、申しわけないのですが、ここのところは何度となくご説明申し上げてきたと私どもは認識しておりまして、実務の面で私どもが確かに翻訳版をつくるというケースはあります。ということもお話しさせていただいた上で今まで議論をずっとしてきておりまして、私どもは勝手にといたらあれですけれども、翻

訳をしたものについてまで公開することはできない。我々は自分たちの判断で独自に翻訳したものであって、内容について借入人も、プロジェクト実施主体者も全然責任をもつものではありませんので、それを我々が勝手に公開することはできないということを今までずっと申し上げてきたと思うのです。その帰結として、今回は現地で公開されている借入人等から入手した翻訳版については、我々も公開しましょうかということになったと理解しておるのです。前回の会合で神崎さんから FAQにこのような形を追記してくださいといわれたものは、その議論の流れに沿ったものだとして理解をして我々是对応しております。これで今回はいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

はい、どうぞ。

【財務省 高見さん】

ご説明ありがとうございます。今の NGOの方からのお話と、あとJBICの方からのお話を伺いまして、私としても一言、申し上げたいと思っています。

今、JBICの松田さんがおっしゃるとおり、今までのコンサルテーション会合において、この点についてたびたび議論が行われているということは、ここに出席する皆さんがよくわかっていると思うのですけれども、なおこういったご意見が出てくるということに関しては、この問題がそれだけ重要であるということのあらわれではないかと私は考えます。

現地で公開されている EIA、つまり現地語版というわけなのですからけれども、これはあくまでも現地国における制度等を踏まえたものであると。これについて前提としてJBICさんが確認していくということで、私ももちろん理解しているのですけれども、それについて、つまり環境レビューにおいてJBICさんが確認したという内容について、やはり公開されている現地語版での EIAだけということになりますと、確認したという根拠を示すということに関して、やや若干ギャップがあるのではないかと。つまりJBICが日本国の政府機関として、日本国民に対するアカウンタビリティという観点で考えた場合に若干、何か距離があって、なおこの問題が、今議論については既にこういった状況まで進んできているわけなのですからけれども、出てきているのではないかとというように私は受けとめた次第であります。

この会合においてたびたびおっしゃっておられるように、実際に改訂案をどういった形

でとりまとめられるかということは、JBICさんの判断するところだというように私も理解しておりますけれども、そういった点についてご配慮いただき、なおご協力いただければというように私は希望します。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【 FoE Japan 波多江さん】

この点については本当に皆さんおっしゃっているとおり、この場でも何回も議論させていただいているところではありますけれども、借入人等から入手した翻訳版以外にもJBICさん、NEXIさんが独自に翻訳版をつくったものも、それなりに数はあるのだろうと私たちは思うわけです。そういうことを考えたときに、例えば借入人等から入手した場合の翻訳版については、やはり借入人等から了承を得て、そして公開されるという手順があるわけですので、例えばJBICさん、NEXIさんが翻訳版をつくった場合にも、その翻訳版について一応借入人等の方々の了承を得て、そしてJBICさん、NEXIさんとして公開されるというような手続を検討していただけないかなというように強く思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

議論を繰り返していて、済みません、私も同じことをいうことになってしまうとは思いますが、翻訳というものはあくまで参考資料でしかないとは思っておりまして、それをJBICさん、NEXIさんとして公開するとなると、その翻訳版というのが正しいものかどうか。そこまでチェックした上で公開をする必要があると私は思います。翻訳版が原文と正しいものかどうかというところまでチェックをした上で公開というのは、作業量的にもかなりの負担になると思いますし、そこまでJBICさん、NEXIさんのほうにやってもらうというのは、審査の時間という観点からも長くかかってしまうと思いますし、負担も大きくなると思います。

したがって、公開ということになりますと、やはり基本的には相手方が作成したもの、もしくは相手方が公開しているものであれば公開はできると思うのですが、それ以外のものを公開するとなると、JBICさん、NEXIさんとしてそこまでのリスクはとれないのではないかなと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

きょうがほぼ終わりに近づいている中で、繰り返し述べてきた共有と納得という言葉の難しさを今改めて感じております。議論を尽くすべきだというのが私どものスタンスでございますので、きょうここに来たのでこれ以上議論しませんということは、まさにここで説明責任の話を語るところで、説明責任を果たさずというスタンスにはございません。

また今、多くの方が発言されている中で、今までの議論からずれてしまっている。結論がこうだからというところは、また積み上げをすればいいと思うのですが、中には、今までで議論が終わっていることが蒸し返しになっているものもありますので、今のところをちょっとかいつまんで話すと、今、波多江さんと長田さんからよい意見があったと私は思っています。よくなぞったものがあったと思います。翻訳版についてはだれが翻訳したのかではなくて、あくまで原書としての当該国のプロジェクト実施者に原本の著作権がある。ということはだれが翻訳しようと、こうしたものが翻訳版であることを公開するのに際しては事業者の承認が必要であると。事業者が公開していいですよ。それが既に当該国で公開されているものであれば、違う国で公開することについても極端な議論はないでしょうし、公開の同意というよりは確認を求めればよいのだろうと。これは、そのほかの公開文書についても同様のプロセスでございます。

であるならば、当該国において公開されていない文書が仮にあった場合、どのようなプロセスなのかと。これは類推すべきもとの考え方としては、EIA報告書が当該国で公開されていない場合ということに基づき類推すべきものだと考えます。その場合、どうということをするかという、あなたの国では公開されていないが、日本国において公開してよいかという同意をとっているということでございます。まさに同意を取得するということで

ございます。

したがって、翻訳版について当該国で公開されていないものがあるとするならば、つまり現在の FAQの記載の文言から類推すれば、それは同意を取得すると。現行のガイドラインの本文の中でのプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努めるといふ総論としての文言の中に内容としては含まれていると。そこから解釈は導き出せると。それ以上でも、それ以下でもないということでございます。

この点について、では同意をとればいいではないか、それを書けばいいではないかということもあるのですが、この点については、長田さんのおっしゃっていたところに立つべきところがあると私どもは考えます。それは何かというと、当該国で公開されていないものを公開するというプロセスは私どもの経験でございますし、何度も申しておりますが著しい時間がかかります。特に翻訳については、彼らの母国語でもなければ、堪能な言葉でもない日本語ないし英語と彼らが書いた言語を確かめるというプロセスが入ってきます。これは相当の時間がかかるのであろうと。ここにおいて私どもの環境社会配慮確認で、繰り返しますように迅速性というところは透明性と同時に必要な、ビジネスサポートという観点から両立すべきものだと考えると。

ここで簡単に申し上げますと、例えば3ヵ月間、環境審査に時間を要すると。公開されていない翻訳版の同意をとるのに3ヵ月かかったとしたときに、では3ヵ月たってレビュー結果を載せるとか、載せないというときに、翻訳版が公開される場所に情報公開としての役割をどこまで果たせるのだろうか。だから公開しないという結論はないのでしょうか。でも、そこで情報公開は不十分ですといわれても私どもとしては困ってしまうと。ここにおいて迅速性と透明性の問題の主格が変わっているようなことがあってはならないと私どもは思うところにおいて、当初の田辺さんのご提案のような形で書いていくところにおいては何か本筋を見失ってしまっているような、もともとこういう要求だったから載せてくれという以上の、これまでの議論を踏まえた練り上げたご提案というところは余り感じられない。あるいは、そのほかの皆様の見解というところについては現行の条文の中での、先ほど申したような運用の中で達せられるものは達せられ、達せられないものは達せられないということに尽きるのだと思うのです。

そこにおいて、恐らく波多江さんも同意をとった手続で公開すべきだということですから、その同意のところには過剰な向きはないと理解しますし、むしろそうしたことも含めて、私どもがプロジェクト実施者への働きかけにより一層の情報公開の実現に努めるとい

う中に、そうした私どもの気持ち、今後の努める姿勢を理解されて前回の会合でも情報公開に関する条文の改訂の中で、NGOの皆様からもご理解いただいたものと私どもは理解しております。

以上のようなところです。

【司会】

ありがとうございました。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

先に稲川さんにいわれてしまったので、ほとんど繰り返になってしまうところがあるのですけれども、私どもぎりぎりのところまで考えました。それもご説明してきたと思っているのですけれども、確かに翻訳版の著作権に当たるものはプロジェクト実施主体者の側にあると。いわば私どもが勝手に翻訳したものを公開しようと思っても、それは著作権をもっている方々の同意が必要である。

そうすると、先ほどの稲川さんの話ではないですけれども、考えていただきたいのは、実施主体の側から、いや、私どもの翻訳を公開したいのだけどといわれたときに、えっ、ちょっと待ってと。実施主体の側は、おれたちは翻訳の責任はとらないもんねというような反応を彼らはしにくいのですよね。JBIC/NEXIが勝手にやったのだからそれはそれでいいじゃんといわれてしまって、ではJBIC/NEXIはそれでいいかということ、これはこれでまた正本版と翻訳版の違いというものが、もしかしたら、それをもって皆様方からあらぬ批判を受けかねないようなこともあると。私どもの翻訳というものが正本と比べて本当に正しいのかどうか、彼らはちゃんとみななければいけない。そうすると時間がかかってしまうということがあって、そこはぎりぎりのところで現地で翻訳版を公開するということであれば、中身についても自信をもってプロジェクト実施主体者がおられるということのあらわれなので、借入人等、プロジェクト実施主体者がおつくりになったものを現地で公開している場合には本当にぎりぎりの選択として、そういう場合に限り私どもは翻訳版を公開するという選択を、今回はとらせていただくということでございます。何とぞご了解いただきたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。ただいまの点につきましてほかの方、同じ方でももちろん結構でございますが、ご意見ございますでしょうか。 JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では、翻訳版のところはこれでないということで、次に移らせていただきたいと思えます。順番としまして、生態系及び生物相の FAQです。先ほどの FAQ(案)の2ページ目の上の項目のところですか。こちらにつきましてご意見、ご質問等があればよろしくお願いたします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

自然生息地の FAQの2ページ目に文案が載っております、私どもの提案なども踏まえて、前回と比べて修正していただいているということなのですね。

まず、重要な自然生息地の定義についてなのですが、(2)のところですか。これは本当に非常に翻訳しづらい部分だなと私も思ったのです。というのは世銀の定義が、地域環境セクターユニットなるものがリストをつくると。そのリストにはこういうものが含まれるかもしれないみたいな、そんな書き方でいろいろと書いてある。世銀の地域何とかユニットなしで何か書くとすると難しいのかなと私も思ったのですが、2点だけコメントさせてください。

1点目は、一番最初の「例えば」以降の「保護区に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受けとめる地域」。ここなのですが、やはり私としては国際的にいろいろいわれている類似の定義なども踏まえまして、要は伝統的な地域コミュニティが自分たちの生活として使っている森林もあるわけなのですよ。確かに保護区に準じた存在として認識しているのかもしれないのですが、地域コミュニティの生計に重要な森林という意味合いを含ませられないかということ、ご検討いただけないものかと思えます。

2点目は、前回も同じようなことを申し上げたのですが、希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種ですね。前回、ひょっとしたら移動種がなくて加えられたのかもしれないので

すが、私の意見は種の希少性のみと言及していると誤解を招きますねと。要は生物多様性なるものが、いろいろな見方があると思うのですが種の希少性だけではなくて、例えば種の固有性とか、あるいは構成種の豊富さですとか、代表的な生態系ですとか、生態系の機能の完全性みたいなものも一応書いてあるので、そこら辺について含められないかという提案です。ここら辺は FAQの話ですし、ここまでがりがりいってもしようがないのかなと思いつつ、提案させていただきます。

それから、2番目の著しい転換と著しい劣化については、私はよりこだわっている点でございます。ちょっとこの書き方だと、結局、何かよくわかりませんね。私が世銀のOPを引用してくださいといったのは、世銀のOPに結構しっかりと、例えばみたいな形でいろいろな例示がされていることが重要だと考えております。これも翻訳しづらいということなのかもしれませんが、例えば土地や水利用の甚大で長期にわたる変化に由来する自然生態系の消失、または一体性の　　ちょっと一体性という言葉が適切かどうかよくわかりませんが、要は機能みたいなものの重大な減損であると。含まれる例示としては開墾ですとか、自然植生の転換、貯水池などによる湛水ですね。あるいは湿地の埋め立てとか水路造成、または鉱物採掘による剥土というものを含み得るということが書いてありますので、とりわけ、私はこの例示を重視しております。

なぜ私がここまで細かい点を申し上げるかといいますと、重要な生息地なり、重要な森林の転換と劣化というものを余り軽々しくという言い方も変ですが、ある意味、非常に重要なものなのだとすることをきちんと示すために必要だと考えております。ちょっと今の文言ですと余りによくわからないので、むしろセーフガードポリシーのOP4.04ですか、あるいは4.36の Annex Aをみてくださいみたいな書き方のほうが、むしろいいのではないかと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、コメントをどうもありがとうございました。前回、コンサルテーション会合でご意見をいただいて、私どもも世銀のほうの定義等を見直して、どういったことで書く

のがいいのかなというようにいろいろ考えた結果、ちょっと今回、お出ししているような形になったのです。

まず最初の重要な自然生息地に関しましてのところなのですが、この前ご指摘がありましたところは1番と2番とあって、多分1番目のほうというのは、いわゆる保護地区といったものに相当するようなものということがございました。2番目のほうは、先ほど満田さんがおっしゃられたような感じで、もともとは世銀の中のしつととか、そういった考え方を書いたものというところだったので、これを私どもでここに書くに当たって、どのようにしようかということいろいろ悩んだところではあったのです。私どもでは、2番目の中に例示されております内容を書いてしまうのが一番わかりやすいのかなというところで、このようにした次第であります。

満田さんが先ほどおっしゃった生態系といった件に関しては、世銀の中で考える考え方というところで記載してあったのですが、結果的には例示されているものというのは、そういった考えに基づいて出てきたところがございます、ここでは私どもの定義の中の整理として、例示をさせていただいたというようにご理解いただければと思っております。

あと「保護区に準じた存在として」という書き方のところ、「伝統的な地域コミュニティが受けとめる地域」というようにしていたところなのですが、これは前回、私ども1番目の対比としてというか、1番目のところで「伝統的な地域コミュニティが」というところがあったものですから、JBIC/NEXIのFAQとしてわかりやすく、なるべく似たようなものは混乱を避けるという意味で削ったものではあったのですが、再度、そのところは世銀のやつをみて、1番が、いわゆる保護区として受けとめているような地域であれば、それに準じたような存在ということ。1番と2番の対比という意味で、こちらのほうがわかりやすいのかなという考え方で、このようにしたところがございます。

それから、2番目の著しい転換、著しい劣化のところでございますけれども、これも私ども満田さんがご指摘のところというのは当然理解した上で、このようにしたということになるのです。先ほどの例示の部分ですが、もともと世銀のOPのほうには、転換の部分に関して記載があったところがございます。それをJBIC/NEXIとしてのFAQにどこまで書いていくかということになるのですが、転換のほうに例示があって、劣化のほうに例示がないというのがありましたので、その部分に関しては私どものほうの整理として転換と劣化というところの、いわゆる定義の部分抜き出して記載したというのが

今回の整理ということになっております。

今、私どもは一応そういう整理とさせていただいているのですけれども、ちょっと最後のほうにご指摘がありました「世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ」と書いてあるところで、それだったら世銀のOPだとか、そういった番号を引用してはどうでしょうかというところがございました。その件に関しましては、今この書き方ですと「世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ」 何の定義なのかわかりにくいところがございまして、その辺のOPの番号を書いていくということはあるのかなと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ご説明ありがとうございました。重要な自然生息地の定義というのは、恐らくセーフガードポリシーの定義を踏まえ認識しておりますという文脈なのかなと。特に (2) については JBIC/NEXI さんとして世銀のセーフガードポリシーの定義を踏まえて、まさに認識したところを書かれているのかなというところなのです。そういう言葉でいいのかなと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり種のみならず生態系云々かんぬんみたいな文言は、ぜひ認識して加えていただきたいと重ねてお願い申し上げます。

それから、2番目の著しい転換と劣化のところは世銀のセーフガードポリシーを引用されているのであれば、ちょっとよくわからない2行を書くよりは、セーフガードポリシーの引用先といいますか、リンクを張ったほうが、むしろ具体的な例示がいっぱい書いてあるので、私としてはいいのかなという気がいたしました。

いずれにしても、「セーフガードポリシーの定義を踏まえ」というところは、どのセーフガードポリシーの、どの定義なのかというのはぜひ明記していただければと思います。要はJBICさん、NEXIさんとして、ここの部分については私どもがいろいろと提案した、例えば保護価値の高い森林の転換の禁止みたいな、そのような提案にこたえる形で、世界銀行に準じる形でやりますよとお答えいただいたと認識しておりますので、そこら辺はなるべく忠実に踏襲したほうがいいのではなからうかと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、ありがとうございました。ちょっと繰り返しになってしまうのですが、これは私どもの中での FAQ ということで、少なくとも世銀丸写しということでは成り立たない部分もございますので、その辺のところは、この FAQ 中である程度日本語として通じるようにということを考えて記載したものであります。そうすると、どうしても私どもの整理としては、2番目の生態系云々というところは世銀の手続を記載しているところもございますので、我々の整理の中では1番と同様、2番も例示をさせていただくというような形でやらせていただいたところで、ご理解いただければと思っております。

あと、著しい転換、劣化に関しましても世銀丸写しでいいのかどうかということもあって、この中で FAQ の整理として、私ども JBIC/NEXI の FAQ として、いわゆる定義の部分を書かせていただいたということになります。出典のOPに関しましては「この定義を踏まえ」というところで、定義というのはどこから来ていたのかということについては検討いたしたいと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

済みません、たびたび申しわけないのですが、JBIC/NEXI としての認識を示すということで、このような文言を書かれたということでお答えいただいたのかと思うのです。ちょっとうまくいえないのですが、要は JBIC/NEXI さんとして、それでは認識として自然生息地の部分なり、重要な森林の部分で、恐らく今までのチェックリストですとか、環境レビュー結果、環境チェックレポートなどを拝読するに、かなり種というものをハイライトして、当該地域には希少種はいないみたいなことが書かれているような文言を結構たくさん

みかけているのですね。JBIC/NEXIさんの認識として種のみならず、ちょっとうまくいえませんが、例えば代表的な生態系ですとか、種の希少性のみならず固有種みたいなものも考慮に入れていくですとか、あるいは生態系の機能ですか。そういうことは今までも考慮に入れていたのかもしれないですが、この文脈に沿って考慮に入れるのですよということなのですか。それとも、いやいや、入れないですということなのですか。わかりづらい質問で済みません。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今の答えについていえば、みないわけではないですよと、入れないということはもうしていないということです。

ちょっと説明すると、この中では世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、以下のようなものがあると考えられます、あるいは認識していますということを申している趣旨は、世銀の定義というところを踏まえというのは、要するにガイドラインの本文ではないと、FAQの中の質問に答えているのだというところを、まず立ち位置として認識していただきたいと。つまりガイドラインの本文の中で国際基準、世界銀行の基準について適合するというのをうたっているわけですから、世界銀行の中にOPで書かれている内容については、基本的に適合させていくということでございます。そこが、まず世界銀行のオペレーションポリシーへのかかわり方でございます。基本的にはそれ以上でも、それ以下でもない。

ただ、生態系のところについては、世銀への適合とは別に生態系及び生物相という形で本文で書いてありますとおり、プロジェクトは重要な自然生息地、また重要な森林の著しい転換、また著しい劣化を伴うものであってはならないとわざわざ書いています。ここは、要するにJBIC/NEXIとして、非常にあってはならないことを原則とするということをやっているという点で、世銀のOPに適合するという基本スタンスよりも踏み出している部分があると。

では、その中においてどういうものがありますかというのは、ここでも書いていますとおりあくまで例示ですので、ここにおいては辞書ですよね。ウィキペディアの中でどう書い

てありますかというときに、そこに全部書いていないではないかということが愚問であるのと同じように、この中において私たちが目指しているところはわかりやすさですよね。著しい転換と著しい劣化についても重々考えていく中で、例えば定義が著しい転換だけ5行書いてあって、著しい劣化が1行しかないわけです。世銀の原文がそうなのです。そうすると、人によっては、ああ、著しい劣化というのは何か大したことないのだなというように、誤った認識をしてしまう人というのも往々にしているわけです。変な言い方なのですが、満田さんとか、ご提案されていた方というのは非常にお詳しいご専門の方なのですが、ガイドラインを読む方というのは必ずしもご専門の方でない方もいらっしゃる中で、この中にはいないと思うのですが、初めてみますとか、これ何ですかという人たちもいる中では簡潔にして明瞭な説明。それでいて世銀のOPから外れていないと。そのところは、私たちの4つの定義はいずれも満たしているのではないかということです。

必ずしも世銀の例示というのがすべてを網羅しているわけではなくて、こここのところは満田さんもおっしゃっているとおり、例示の仕方がすべてを網羅していないと例示にすぎないという点では1点ございます。

もう1つは、世銀の入れている定義というものが、世銀がリストをつくる時の選択肢になっていて、この辺は文言の構成なのですけれども、世銀のバンクプロシジューが入っている部分なので、私どもとしては、そこは必ずしも全部とる部分ではないだろうなということで、あえていえば意図して抜いてあるわけです。それは別に重要だからとか重要ではないからということではなくて、世銀固有のバンクプロシジューを私どものガイドラインに書く必要はないと考えるところだからです。こちらのほうとしてはこの文言の中で、簡潔にして明瞭な私どもの規定の説明をする中で著しい瑕疵があると思わないので、先ほど佐藤がいったとおり世銀OPの番号をつけ足せば、それによってみたい方はみるという形で補完されるので、それで十分ではないかなと思う次第です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

若干、思わぬ点で議論が盛り上がってしまっているのですが、この点に関して私がコメントするのは、これが最後にしたいと思っております。

もちろん今いただいたご説明はよく理解するものの、要は世銀のOPの定義に照らしても、余りわかりやすくなっていないのではないかという危惧を覚えているのです。ですから、例示は非常にわかりやすいと私は思っておりますので、入れることをご検討くださいというのと、今も稲川さんがおっしゃったように種のみならず生態系についても、確かに世銀のプロシージャーが絡んでいるからややこしくはあるのですが、種のみならず生態系のもろもろの機能みたいなものにも着目しているよということも入れてくださいと。今、稲川さんがおっしゃったように、初めてみる人ももちろんいるでしょうと。その方々に、もちろん理屈からいうと著しい転換と著しい劣化の分量が違うねとかいろいろあるのですが、要は例示とかキーとなる概念ですね。重要な生息地については社会的な側面、生態系的な側面としては、やはり種及び生態系というのは非常にキーとなる考え方だと思っておりますので、ぜひそこはここでご結論を出さずに引き続きご検討いただければと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、ありがとうございました。満田さんのご意見を踏まえまして、今後、運用面でいろいろ改善を図っていきたいと思っておりますが、今、このFAQに関しては私どもの案で進めさせていただければと思っております。もしよろしければ、次の項目のほうへお願いしたいと思います。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ここについてはぜひご再考いただけないものかと考えて、冷静に考えればFAQですし、再三JBIC/NEXIさんがおっしゃっているとおり、最終的な決めはJBIC/NEXIさんにあるとは思っているのですが、私はこの部分にはきっちり読む人が包括的な理解ができるように重要な概念ですとか例示というのはなるべく、もちろんJBIC/NEXIさんのお考えで結構

なのですが、書くことのほうを重要視していただきたいという気持ちがございます。このコンサルテーション会合の目的は示された FAQ(案)なりを、ここで 100%、もう所要のものとして議論しているわけではないと認識しておりますので、ぜひそこら辺はご検討いただきたいと思っております。

以上です。

【司会】

佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、どうもご意見いろいろありがとうございます。満田さんのご意見、当初から主張されていたところで、この辺のお考えというのは非常に強いものをおもちなのだなというところは理解いたします。とりあえず私どもの案を出させていただいたのですが、仮になのですけれども、ほかに、もしこうではなくて例示をしたほうがいいのかというようなご意見だとか、使われる産業界の皆様だとか、どのような感じをおもちでしょうか。何かご意見等ありましたら伺えればと思うのですけれども……。

【司会】

ただいまございましたように、ほかの方で、この点についてご意見。では神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私の個人的な意見を申し上げますと2点ありまして、重要な自然生息地の(2)のポイントなのですが、1つは伝統的な地域コミュニティが受けとめる地域。これは「保護区に準じた」と書いてあるわけなのですが、ここに私の疑問としては、伝統的な地域コミュニティが生活の場として重要だと思っている。要するに、保護区というと何かしらいろいろなレベルがあるにはありますけれども、どうしてもノータッチというような意識が先に働くのではないか。ただ、地域コミュニティが生活の場として利用する地域の中で、特に自然生態系、あるいは現地の森林などと一緒にとともに生きる人たちが重要に考えているというようなニュアンスが、この言葉からはちょっと読み取れないかなというよ

うな意見をもちました。

それと種に関してなのですけれども、これはある個別プロジェクトでかなり議論になった点でして、日本の環境アセスでも生態系全体について考えることがたしか書いてあったと思います。つまり個別種だけについて評価をし、そこを保護するというだけでは不十分で、生態系全体を考える必要があるというのが私は重要なポイントではないかなと思います。どこまで細かく書くかはちょっとお任せするしかないかなと思いますけれども、種という以外に生態系全体というようなポイントも含めていただければ、より一層わかりやすくなるのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

私、この部分は素人なので、とんちかんな意見でしたら済みません。ガイドラインの本文のところの項目に生態系及び生物相というのを新たに設けた上で2つ、主格がつけ加わって、そのFAQのところの議論だと思うのですが、項目として生態系及び生物相と断ってあった上のものでも不十分なものなのでしょうか。済みません、その程度なのです。

【司会】

ありがとうございました。ほかの方、ご意見をおもちの方はいらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

議論を聞いておりまして、私も細かい話になってきますとちょっとよくわからないのですが、こちらの点につきましては、基本的には先ほど稲川さんがおっしゃいましたように、まず世銀のセーフガードポリシーのOPのほうで網をかけてありますということ。それから、ガイドラインのFAQをみていまして、セーフガードポリシーの定義を踏まえてということで書いてあります。それからFAQの性格からして、これはあくまでも説明参考のためということで現実に、例えば営業がプロジェクト実施主体者とやっても、結局、世銀のOPのほうにこういったことも書いてありますのでという感じでやらざるを得ないの

で、このところは今の FAQの案で実態的には余り影響はないのではないのかなというような感じがいたします。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

皆さん、いろいろとご意見ありがとうございました。

まず、神崎さんがおっしゃられた「保護区に準じた」というところなのですけれども、ニュアンスの感じというようにおっしゃられておったのですが、もともと1番と2番の考え方の違いというところがあって、そういった観点からあえて分けて書く意義というものを我々なりに考えて記載したところがございまして、この書き方のほうが1と2という考え方で整理がしやすいのかなというような気が私どもはしているところで、こういった案を出させていただいたところでございます。

あと、先ほど来話に出ております生態系のところなのですけれども、長田さんがおっしゃられたようなところで、本文のほうに生態系の項目が入った FAQというところもありますし、あと生物多様性の保全のところというのは、基本的には、いわゆる生態系と関連があるところも当然ございまして、そういった例示がなされているところもあって、私どもとして世銀の、この部分の例示を書かせていただくということでよろしいのかなと思っています。

あとは、世銀のセーフガードポリシー。今、どこのセーフガードポリシーのOPの幾つという記載がございませんけれども、この辺を書かせていただくということで、必要があれば上流のほうにさかのぼっていただくということは可能になりますので、そういった点でご理解いただければと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【 FoE Japan 清水さん】

重要な自然生息地の (2)のところの訳で、先ほど神崎からも言及があった点なのですが、私からも同じ趣旨なのですが、一言、申し上げさせていただきたいと思います。

(2)のところでは「保護区に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受けとめる地域」とあり、(1)のところでは「伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受けとめる地域」とあって、(2)のところで「保護区に準じた」というように書いてあるところが、(1)との大きな違いなのかなと思うわけなのです。保護区と受けとめる地域というのと、保護区に準じた存在として受けとめる地域というのと、非常に微妙な差なのではないかなと思うのです。そうすると地域コミュニティがどのように受けとめているのかというような、運用上の話になってしまうのかなと思うのです。

私としましては、(2)の「地域コミュニティが受けとめる地域」云々のポイントは、先ほど神崎がいったように、要するに地域コミュニティが生活する上で非常に重要な地域。例えば森にいる昆虫であるとか、木であるとか、そういうものを生活する上で使っているとか、皮を使っているとか、そのような趣旨だと思います。保護区に準じた存在として受けとめる地域というよりも、保護区ではないけれども地域コミュニティが、例えば伝統的な生活を維持する上で重要な地域とか相当な意識になってしまいますし、ちょっと私、正確な表現ではありませんけれども、少なくとも「保護区に準じた」という言葉ですと、物すごく微妙な認識論的な話になってしまうと思いますので、この一節については、もう少し書きかえたほうがいいのではないかと思った次第です。

以上です。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

神崎さん、清水さん、どうもありがとうございました。ここの部分についてはご趣旨が、だんだんいいものが出てきた。実は私たちもここは結構考えたところで、では直しましよるかというところを、「保護区に準じた存在」というところを「保護すべき存在として伝統的な地域コミュニティが受けとめる地域」という言葉。そもそも1項と2項は何を意味しているのだというところがみえづらい人にはみえづらいし、私たちも考えあぐねたところな

のです。要するに、伝統的な鎮守の森といって通じない人がいるとあれなのですけれども、よくどこのコミュニティーにも神社があって、その後ろの鳥居の向こうというのは鎮守の森といわれていて、そこは大体入っちゃだめだよとか、あそこに生えているカキとか、カブトムシはとっちゃだめだよとか、じいちゃん、ばあちゃんからいわれて、それは結構保たれてきたと。

ということなのだというと、暮らしの知恵というやつで防災。例えば雨、風が吹いたとき、その林が地域を守ってくれる。土砂崩れみたいなことが起きないようにしている機能だとか、まさに知らず知らずのうちに動物や生態系を守ってくれている存在として地域が受けとめている。中には、それが宗教的な意味合いとして入っちゃならないといわれているのだけど、それも暮らしの知恵の1つですよ。あるいは沼で、ここにはカッパがいるから入っちゃいけないといっているのだけど、それが案外水産資源の保全だったり、その沼の水が果たしている用水とか浄化という意味があるのだろうなと。

その中で1項目というのは、そういうものの進んだ中で国だとか自治体から、そこが保護区、公的に保護すべき土地だとして認められているものであるという点。では2番目が何だったのだというと、鎮守の森だけではないのだけど、そういうものとしての機能に優劣があるというよりは、たまさか国も自治体も、いかなる公的なものからも、そこが保護区として指定されていないというだけなのだろうなと。そうするとそこに何が残るのだといたら地元の人が、ここは自分たちで保護していくのだと。そういうものとして綿々脈々と長い間にわたって、地元の人のご苦労の中で1つの大事な自然の生息地として維持されているものなのだなと。そうすると保護されるというのが、むしろ1項目目、国とか行政の力で保護されているものなのだとしたら、ここはコミュニティーがみずから保護すべきと自覚しているかどうかということなのだろうなと。そういう中に、長く書いたら伝わるというものでもないでしょうし、殊さら社会的な側面なのか、自然的な側面なのかというところで1項、2項を分けるものでもないと思いますので、よろしければ保護すべき存在というのを1つ、案として、それで……。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地域・人間環境フォーラム 満田さん】

済みません、これで最後にするといいつつ意見をいってしまいましたが、このポイントは、実は世銀の大きな解釈論ではないのです。世銀のOPの書き方は非常にわかりづらい書き方だし、そもそも翻訳するのは手続の話もあって無理ということなのだと思うのです。

私たちが主張しているのは保護。地元の人が認識とか保護しているという話ではなくて、地元の人が使っている。日本でいえば、今となってはあれですが、昔は雑木林からまきとかいろいろとってきたというのが、世界各国のある国々においては、地元の人々の生活が森林に非常にクリティカルに依存している。そういった森林に依存している人たちもいるということなのです。

当初、保護価値の高い森林の定義をなぜ私が提案させていただいたかというところ、その判断基準が明確に書き込まれていたということもあるのですが、恐らく世銀の定義にもそういった概念は入り得るのかなと思って、世銀でもいいですよというようにお答えしてしまったわけなのです。ここについては、本当にもうこれ以上議論してもしようがないかなという気がしております、引き続きパブリックコメントのときにも同趣旨のことを提出させていただくかもしれませんが、ここで何が何でも決めてしまわずに、ぜひもう一度ご検討いただければと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、ありがとうございました。そろそろ議論は今いったようなところで、パブリックコメントに向けて案として示していくということなのです。

ちょっと1点、最後に確認したかったですけれども、このところの議論のときに、世銀のOPの文言を書けばいいではないかという意見もありましたし、その一方で、そこを余り束縛されなくてもいいのではないかというご意見も出ていたりして、私たちとしては、むしろどちらかといえば意識はあったとしても超訳はないだろうかと。超ってスーパー・トランスレーション。そういうものはないだろうかと。

私、わからなかったのは、満田さんとか神崎さんがいっている話って、世銀OPの中でど

うやって読み込んだのですかと。それはちょっと私たちには全く読めませんでしたし、あるいはいろいろな議論の中でも、世銀の中での議論というところはやったわけですが、どうもその中というよりは、もともとのご提案趣旨の中で森林関係のことを努められている NGOの皆さんとか、そういう中で議論されていることなのか。そこが世銀のOPの解釈として公的なものとしてあるのかどうかというのは、ちょっと最後に確認させてください。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地域・人間環境フォーラム 満田さん】

何度も申しわけありません。(2)に関しては世銀の地域何とかユニットが登場するということから、そのままの訳はあり得ないですし、世銀の定義をみても非常にわかりづらいことしか書いていないという意味では、今までの議論の経緯やその他の国際的な同種の定義などを参照して、ある程度世銀の直訳には当たらないような訳も書いたっていいのではないかという提案です。それに対しては異論もあるかもしれません。

それから、著しい転換とか著しい劣化に関しては、私としては世銀のセーフガードポリシーというものが非常に具体的に書いており、わかりやすいので、それは踏襲していいのではないかという趣旨です。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では、生態系及び生物相のところはこれでひとまず終わりにしまして、次に住民移転のところ、これは本文のほうになります。苦情処理メカニズムのところの文言ですね。12ページが一番下のところ、「コミュニティからの苦情に対する処理メカニズム」について何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【司会】

ただいま住民移転の本文の苦情処理のところについて文言を変更しておりますけれども、この点はよろしゅうございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございます。

では、続きまして13ページのほうです。先住民族のところに移ります。まず、本文のほうの用語の統一。先住民族で統一した点。それから、FPICの書きぶりですね。事前の協議のほうにかけたということですね。この点について、あと FAQのところですね。先ほどご説明した部分を含めてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【司会】

ただいまの先住民族の本文、それから FAQ、よろしゅうございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

では、最後になりますが、住民移転計画、先住民族計画ですね。もともとはガイドラインの本文につけていたものを FAQのほうに変えると。FAQのほうは3ページ目、4ページ目のところに新たに追加しております。この点につきましてご意見、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

【司会】

満田さん、お願いします。

【地域・人間環境フォーラム 満田さん】

住民移転計画のもともとの案では別紙となっていたものを削除したという件につきまして、ご意見を申し上げたいと思います。この点に関しては、いろいろな議論の経緯があったと思います。最初のコンサルテーション会合の第1ラウンドで、私から住民移転計画の含むべき内容を現在のEIAと同様の形で、別紙のような形でつけたらどうかというような提案をしたわけです。それから、具体的な項目についてもいろいろ私どもの考えを踏まえて、こういう項目があり得る。ただ、項目自体にいろいろこだわってるわけではなくて、

世銀に準じた形であればいいのではないかと提議したわけです。

それに対して JBIC/NEXIさんからは、EIAと同様な形で別紙につけることに関しては同様のお考え。内容としては、NGO側のオリジナルな考えがいろいろあるかもしれないけれども、まずは世銀のOPに準じて、世銀のOPの本文にそえるのかなということだったわけです。これについては、私としては異論がないというようにお答えしました。

改訂の方向性では、世銀のOP4.12 Annex Aに基づく住民移転計画の参照のための別紙を掲載するようなことになっておりました。本来であれば世銀のOP4.12 Annex Aなりを土台として JBIC/NEXIさん、もちろん世銀とのかかわり方が、例えばちょっと違うとか、難しい点とかいろいろあるかもしれませんが、あるいは重視しているところがあるかもしれませんので、やはり JBIC/NEXIさんとしての住民移転計画の骨子をつけてほしいと。それが当初の提案であり、望ましい形としては一番いいのかなと現在でも思っているところです。

ただ、基本的に世銀の Annex Aでいくと。その要約を別紙として掲載するというのもいいなと思った理由として、私としては非常に考え抜かれた世銀のいろいろな経験に基づく奥深いOPがございまして、それに基づく Annexがあるわけですから準じることはある意味非常に間違いがない。それから、要約でもいいので別紙として掲載することの効果は、JBIC/NEXIさんとしてこういうことを重要視しているのだということで、その効果は大きいわけですし、別紙として掲載することの存在感ですとか、デモンストレーション効果みたいなものも大きいのかなと今でも考えております。

ただ、前回の議論の中の経緯で撤回されたというのは、私としては非常に残念ではあります。これは私としての提案なのですが、先週の時点での当初案で世銀のOP4.12 Annex Aの要約を別紙として掲載するような形で、再考していただきたいと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、ご意見ありがとうございます。結論から申し上げますと、ここは今回、全文削除ということで、これをもって私どもの改訂案とするという結論でございます。これまでの経緯にも踏み入っていただきましたので、若干触れさせていただきたいと思います。

この中において、私どもが終始申し上げてきた点は2点でございます。1つは、住民移転計画についてどういう内容をつくるのが望ましいのかという点が、ガイドラインを主にみる方はユーザーさんですから、ユーザーさんにとってどういうものをつくったいいのかということが特定できるように、予見可能性という言葉が使われている方もよくいらっしゃいますが、そうしたことがわかるためにはどうしたらいいだろうかということには腐心してきたということ。

もう1つは、そうした内容については世銀のOPというものを踏まえていくということですから、世銀のOPに書かれている 住民移転についてはOP4.12 Annex Aでございますけれども、このところは非常に大きな意味があるであろうという点を考えてきた。その中において改訂の方向性の時点で、世銀OP4.12 Annexの内容で要約したものを書くということでご提案させていただいたのですが、議論の中において、これはもう私どもの議論、意見集約のつたなさであると反省するばかりでございますけれども、実は念頭に置いていた使われる方のほうからすると、特定しづらいという致命的な点をご指摘されるに至ったと。和文と英文との関係という前からちょっと気にしていた部分もありましたけれども、こうした中において、例えば要約と世銀OPはどちらが優先されるのだと。まさにユーザーの観点から立ったときに、クリティカルな瑕疵を指摘されるに至ったと。そこに至っては、それまでの議論の本筋を全く踏み外していない。改むるにしかずというのですか。そういった意見があれば、私たちは堂々と自分たちの案を変えてやることに対して、自分たちのつたなさは感じこそすれ、何か後退したとか改悪したという意識は全くないと。むしろ、さらに詰めの段階においてよりよいものに近づいたと。何となればガイドラインの中においては、非常に異例なことなのですけれども、他人様のガイドラインをみてくださいと書いてあるわけです。ここは、この内容が入っていることが望ましいという1つの、ECAのガイドラインとしては極めて珍しいものだと思います。それがあえて書いてあるということは、翻るならば、それだけ世銀のOPの当該 Annexが重要な内容であるということ、私たちが認識していることにほかならない。この点において世銀のOPを軽視しているということにはいささかも当たらないと。

また、その一方で FAQの中でもはっきりアドレスまで書いてあるということによって、ユーザーの方がこれで内容が特定しづらいということは一義的にはないわけです。きょうび全くインターネットがありませんという社会は、先進国、途上国を問わず極めて例外的なのだろうと。例外的と申すのは、途上国の貧しいところにはインターネットがないでは

ないかというのだけど、少なくとも、このガイドラインでそういう場所で気がついている人がいるということは、インターネットがあるからなのですよ。あるいはとても親切なだれかが山越え、野越え教えに行っている。その2つにおいては、絶対世銀のOPが特定できないということはおよそない。例外的にしかないということなので、この点についてもご懸念というのはカバーされていると。

最終的に満田さんもおっしゃっていたとおり、JBIC/NEXIとして世銀OPのAnnexの内容で大事な場所というのは示してほしかったということなので、実は私たちも試行錯誤の中ではそれがいいのかなと思った時期もありましたので、さんざん翻訳に悩まされながらも、そのエキスとして今回、FAQの中で主要な項目を書かせていただくに至っていると。この点においても、ご提案の中身というのは形は変わってしまったのですが、これまでの議論の大事なポイント、踏まえてきたポイント、あるいは今の満田さんのご懸念というのは、今回の最終案の中ですべて満たされているものと理解しております。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地域・人間環境フォーラム 満田さん】

FAQをどこまで読むかというところもありますよね。もちろんガイドラインできちんとOPの参照先を明示しているわけなので、普通であれば調べて読むだろうということはある。理論的にいえばそうなのですが、私の非常に限られた経験からいえば、ユーザーさんがどうなのかはいま一つよくわからないのですが、融資とか付保をしているご担当者の方々が、どの程度世銀のOPをきちんと読むかというような話を懸念しているのです。確かにFAQで非常に親切な形で書いてありまして、FAQを読めば何となくわかりますし、さらに足らなければリンク先を読むでしょう。

ただ、このようなやり方。私は要約であってもガイドラインに書くことの意味は、まずは非常によく読まれるということもありますし、それからJBIC/NEXIさんの意識として、ほかの環境政策を引用することに関するためらいというのはあるのかもしれないのですが、世銀を引っ張ろうが何しようが、それが自分たちのガイドラインの一部だということのかなと。そういうことを示すことにもなるのかなと思っているのです。FAQをみる人、FAQの視聴率が低いということと、それからJBIC/NEXIさんとしての意識、考え方を示すと

ということで、やはり私はガイドラインの本文への記載ということにこだわりたいと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、JBIC/NEXIの、私どものスタッフのキャパシティビルディングにまで踏み込んでご提案をいただいて、ありがとうございました。そういうことをいわれるあたりが私どもの不徳のいたすところなのだろうなと。そんなものも読まないのかとお感じになられてしまっている時点で恥ずかしい限りですし、今回の一連の討議のご指摘の中でも、そういわれても仕方のない点が何点かあったのかもしれませんが、そこをとやかく議論することはしたくはない、するつもりはありません。

ただ一言、申し上げたいのはガイドラインって、そういうためにあるわけではないですよ。私たち JBIC/NEXIはしっかり勉強してますということを皆さんにアピールするって、そんな間抜けな 間抜けというとなんのですけれども、勉強してないから勉強してますと書くことほど組織の中でおかしなことはないですし、それは恐らくガイドラインの機能ではないと思います。

はっきりいいます。ガイドラインの中でだれが読むのだと。いろいろな人が読みますということだし、予見可能性ということも大事なのですけれども、手前のところの不勉強なスタッフのことを念頭に置いて書いているガイドラインというのは、多分基本的にはないだろうなと。あるいは、その見合いに応じたものは書いていると。世銀だってバンクプロシジューアを書いていますからあるでしょうけれども、手前どものところのスタッフの力量というのは手前どもが最もよくわかっておりますし、仮にそうした点が入っているにしても、それに足りる内容であると。FAQは読まないというのは、よそさまというか、一般のユーザーの方ならいざ知らず、私どものスタッフに対してガイドラインは読むけど FAQは読まないでしょうというのは、いささか失礼というか、私どもはそんなことはない。少なくとも、そうだから直しなさいということに対しては、それが理由なのだとしたら、そういう議論はしないのだということは申し上げたいと思います。

【司会】

はい、どうぞ。

【日本貿易会 平尾さん】

産業界としては当初の改訂案に別表が入っていたので、何か非常に違和感を覚えながらも入るのかなという感じでしたのですけれども、先週、前回、非常に建設的なご意見がございました、やはりガイドラインからみておかしいと。今の別表の環境報告書であれば肝中の肝の文書なのであれだなと思いますけれども、参照するというか、含まれていることが望ましいというものを書くのはちょっと違和感があったのですが、それがなくなってガイドラインとしては非常にすっきりしたなど。FAQで書かれているほうがすっきりする。そういう印象をもっています。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほどあるのですが、1点は、私はこういう形で整理されるということで前回申し上げたとおり賛成なので、特段この整理の仕方についてはコメントはないのですが、前回まで作業されてきた具体的なもの、Annex Aの要約版というのに比べて、今回FAQに含まれている内容というのは相当絞り込んだ、まさにわかりやすいということでは相当わかりやすくなっていると思うのですが、それはそれで落ちてきているものは幾つかあるのかなということがあると思うのです。

先ほどの満田さんの懸念というか、恐らく満田さんは満田さんの懸念からおっしゃっていらっしゃると思うのですけれども、実際に今後、住民移転計画が提出されました、先住民計画が提出されましたという中で、ではJBIC/NEXIとして、それをどうやってみていくのか。そういう審査のプロセスの中で、これまでの議論の中で作り上げてきた要約版をどのように利用していくのかということについて、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思うというのが1点であります。

もう1点は、実際にAnnex Aの内容として挙げられている点で、若干気になった点があったりするのは。それはそれでまたコメントさせていただければいいのかなと思うので

すが、今ぱっと気になったのが、1点しかないのですけれども、ガイドラインの本文には住民移転の回避最小化というポイントが含まれていて、実は Annex Aの中にも影響を回避最小化するような代替案の検討というところが含まれていたかと思うのですが、実は現在のFAQの文言にはその点が抜けていて、ガイドラインの本文を実現するためのドキュメントである住民移転計画の内容のご紹介としては、若干足りないところがあるかなというように感じる場所もありました。

またみて何かコメントすることになるかもしれませんが、そういう部分については、こちらから申し上げさせていただくことがあるかもしれません。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田さん、コメントをどうもありがとうございました。ちょっと2点目のほうから答えたいと思います。

2点目の項目として、今の回避最小化のところは鋭いご指摘であると。私たちとしては、どうやってこれを選んだのだというところを若干触れさせていただくと、実は世銀のOP、住民移転のほうに、住民移転の規模が大規模でない場合には項目を絞り込んだものでよいですよといった趣旨の規定がありまして、その中に書かれているもの、ミニマムなエレメンツを1つの参考にしていると。

もう1つは、私どもが今回ガイドラインの中で先住民族、あるいは住民移転のところについて文言で書き足している点。これらについては、ひもづきの関係で盛り込むことがよろしかろうと。結果として、ミニマムエレメンツと私たちのガイドラインに盛り込んでいるところには余り大きな乖離がなかったので、そこから選んでいきましたと。この中で回避最小化の部分が抜けているのではないかというのは、そのとおりなのですが、実はそれを選んだときにミニマムエレメンツは大項目の中に入って、大項目の下に入ってる小項目というところがなくて、回避最小化はあるよなと思っていたのですが、小項目なので物すごい形式的に、形式論というか、それでなくなっているところなのです。ちょっとこのところは先住民族のほうに入れていたというバランスもありますので、この辺はパ

ブリックコメント等の中でも踏まえながら直していくという方向で、再度見直しを行いたいということでございます。

1点目のほうのご質問について、こうしたものをどうしていくのだというところがございますけれども、今回、ガイドラインを改訂していく中で私どもとして重く、今後、キャパシティービルディングというか、徹底しなくてはいけないところは、ガイドラインに何が書いてあるか。何を盛り込んだ、盛り込んでないということは当然あるのですけれども、世銀の、あるいはIFCの基準を適合させていくという部分なのですよ。これを適合という形で、従来から寝かして横に置いていたわけではないといった答弁はあったわけですが、それにしても非常に細かい文言に対して説明責任を、最終的に実施状況確認等でも、その辺は今回もなかなか厳しい議論があって、寝かしてないなら寝かしてない証拠をみせてくれみたいな意見に対しても厳しくご指摘をされる点多々あり、反省する点多々あったかと思うところがございますので、この辺は今後どのようにしていくのか。

あるいはチェックリストみたいなものを、場合によっては先ほどの生態系のところなんかは、ちょっとそういう指摘だったと受けとめているのですけれども、種に偏重したチェックリストみたいなところのご意見も考えとしてはわかりますし、こうしたものを前広に、必要によってはチェックリストを改める。少なくとも携わるスタッフの中では世銀のOPというものに、これは原書に当たるということなのだと思うのですよね。

私どもは限られた頼りないスタッフとだれかにはいわれながらも、専門家の手も一部かりながら直営でやっているという中においては、中途半端な要約というものではなくて原書をよく理解し、これに当たっていくということは当然必要になってくるだろうなど。そうしたものが具体的に目にみえる改訂という形で示せるのかどうかというところは今後の検討ということなのですが、各案件でできる情報公開、あるいは実施状況確認調査等の中で、最終的には中長期にわたって皆さんに触れる形になりますから、そうした中でご判断をいただっていくというか、厳しくみていただくというところではないかと思う次第です。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。ほかにこの点につきまして、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どものほうも1点目の要約版の生かし方ということですが、これはあくまでも、大体こういう内容のものがありますというものとして要約版を参照するというものであって、実際の環境社会配慮確認に当たっては、やはり原書に当たるのは当たり前のことというように理解しております。この要約版については、その程度の利用の仕方ということになります。

【司会】

ありがとうございました。この点につきまして、ほかにも何かございますでしょうか。ではJBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

一応、一通り議論はしたと思っております。例えば生態系生物相のところでは、先ほどNEXIの稲川さんからもありましたが、チェックリストでの対応について今後検討の余地、していく可能性もあるということもあったかと思えますし、またFAQの住民移転のところで回避の最小化。こちらのほうについても余地があるということだったかと思えますが、基本的には一応私どもが今回ご提示させていただいた方向、内容でいけるものだと思っております。次はちょっと今後のスケジュールとか、またこちらのほうからご説明いたしますけれども、パブコメとか、この方向、内容でかけていくことになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

【司会】

原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

きょうはもう時間ぎりぎりですり込んだと思っておりますけれども、予定がいろいろ入ってしまって、キャンセルして何とかこぎつけました。この前、審査会のことで申し上げて、これがガイドラインに入らなかったことはやむを得ないと思っておりますけれども、その議論の過程でアドホックな外部専門家委員会によって対応できるというご意見を何人か出されたので、そのようなことできちっとやっていただきたいということで、このガイドライン

改訂案ということであれば、そのようなことでやっていただきたいと思います。

そのことで申し上げたいのは、もう時間がないので私の研究室のメンバーに、先に来て資料をまず配っておいてもらったのですけれども、今資料はありますか。配付していただきたいと思います。

きょうは午後、会議が3つあったのです。1つ目は何とかこなして、2つ目、3つ目をほかの人に頼んで出てまいりました。夜も6時から経団連関係のまた別の会議があるのでまいりますけれども、合間を縫ってまいりましたので、ちょっと意見を述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

前回の議論の結果、内容も議事録が公開されておりますので見直しまして、多分このようにことだということでもメモを用意しました。ちょっとご紹介します。「アドホックな外部専門家委員会の活用」ということです。私は環境社会配慮レビューの透明性を高めるために、常設の審査諮問機関ということを提案いたしましたが、大変難しいというご意見をたくさんいただきましたので、その結果、改訂ガイドラインには採用されなかったと。これは、私としてはやむを得ないと思います。ただ、私はそういうことを考えておりますので、今後、審査諮問機関の設置については、例えば見直しのときに課題として改めて検討していただきたいと思います。お願いしておきます。

ただ、この議論の過程で、現行のガイドラインによってアドホックな外部専門家委員会が作れるのだから、それで十分活用できるというご意見を何名かからいただきました。そこで、そのことをきちんとしていただきたいと思います。ということでございます。

そんなことでもう一回、ガイドラインを見直しました。確かにそのような記述がございまして、現行ガイドラインの3番目、「環境社会配慮にかかる基本的考え方」ですね。資料5ページの6つ目のパラグラフに「本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」という表現になっております。恐らく、このことを根拠に現行の制度で十分に対応できるというご意見だったと思います。ただ、委員会の形式ということで明記してございませんので、できればそのようにしていただきたいと思います。ということでございます。

これに相当する表現は第2部にもありまして、11ページの中ほどの新旧対応表に出ておりますけれども、「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウントビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める」という表現がございまして。これと全く同じにする必要はないのですけれども、今ございます3番目の「環境社会配慮にかかる基本的考え方」の表

現を若干変えればいいのではないかと思います。

私の提案は、前半は同じ文章です。「本行は、必要に応じ外部専門家等」と、そこまでは一緒です。「の」から変わらして「からなる委員会を設置し、その意見を求める」と。「からなる委員会を設置し、その意見を求める」というのはもうほかの部分で、第2部ではそういう表現を使っておりますので、若干の手直しでこれまで議論したことが反映されるのではないかと思います。ということで、このことをご提案いたします。

それから、大事なのは運用上の対応でございますので、これも私、意見を申し上げましたけれども、以下の3点が必要だと思えます。これは運用でしっかりお願いしたいと思えますけれども、外部専門家等による委員会設置の判断です。これをだれが、いつやるかです。関連省庁とか、あるいは学会、ガイドライン担当審査役がございしますが、そういった方々、外部の意見を反映させてお決めいただきたいと。

2つ目は、委員会のメンバー選定には関連学会等の協力を得る。等ですから、これもガイドライン担当審査役等のご意見もいただくようなことになるかと思います。そのようなことで、なるべく外部からの意見を反映していただきたいと思えます。前回、学尊民卑なんて表現もされましたけれども、その後、稲川さんとも個別にお話しして、あれはちょっと表現がよくなかったということもありますが、そんなお考えではないとわかりましたから、むしろ適切な関連学会等の協力を得て、そういった選定をお願いしたい。

3番目は、会議は原則公開で、当然議事録公開ですが、その場合には、ここが大分議論になると思えます。すべては公開できないということがありますので、特段の必要がある場合にはインカメラ処理を行うということは当然必要になりますが、そんなことも前提でございます。むしろそういう場合には事後公開する。いろいろな工夫をしていただければいいと思えますが、おおむねそのようなことをやっていただければ、アドホックな委員会で対応できるということは実現すると思えますので、この点をお願いしておきたいと思えます。

ガイドラインのパブコメの最後のタイミングですので、このタイミングならぎりぎり間に合うのではないかとあって、いろいろ無理をしましてきょう出てまいりましたので、文言の若干の修正をお願いできればありがたいと思えます。このことに関しては、この前、8月8日のときですから12回ですか。その議事録が最近公表されましたので、中身を確認しまして確かにこういう意見がありましたので、これに対応をお願いしたいと思えます。

私のお願い、提案は以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

原科先生、お忙しい中、ペーパーまで用意いただきましてありがとうございます。

結論から申し上げますと、今回、私ども、本日のご提案に対しても何か文言を改訂することではないと思っております。これまでの議論の中で、アドホックな外部専門家委員会という言い方をしているかどうかあれなのですが、確かに現在の私どもの環境ガイドラインの規定の中に、環境社会配慮確認に要する情報の項目の1つとして「本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」とありますけれども、これは直ちに外部専門家委員会というものを意味するものであるわけではありませぬし、いみじくも先生のペーパーの中にも書かれてあるとおり、一義的に専門家等からなる委員会を設置するということが、必要に応じですけれども求められるのは、あくまでもプロジェクトを行う実施主体者の方側であると。ちなみに翻ってみて、これまで JBIC/NEXIがみずからアドホックといえ外部専門家委員会というものを主宰したことはないと思っております。

したがって、今の段階では私どもの規定にある「必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」という言葉、表現そのものは生きますけれども、直ちに外部専門家委員会ということではないだろうと思いつながら、今後、もし必要が出てくるのであれば、それは私どもとして外部専門家委員会的なものを考えていくことはあり得ると。ただ、それは積極的にガイドラインの規定に書くということではないだろうと思っております。それに当たって、もし仮に私どもがアドホックながら外部専門家委員会的なものを設けるということであったときには、それこそ運用上の対応というところで書かれてあるような中立性が多分主だと思えますけれども、そういった中立性の確保というものには努めてまいりたいと。

したがって、今は明示的にガイドラインの中に何か規定するというものではありませんけれども、将来、必要な場合に、その考え方というものを検討していくことはあると思っております。繰り返しになりますけれども、現段階でガイドラインの改訂というところまではいかないのではないかと考えております。いわば今後の運用の中でどういうことができるのかということ、やるか、やらないかを含めて考えていきたいというのが私どもの今のポジションでございます。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

どうもありがとうございます。積極的な姿勢を示していただいたと思います。外部専門家等の意見を求めるという表現ですけれども、意見の求め方はいろいろありますので、そのときには委員会形式も考えたいということだと思しますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

私としては、そういう表現自体も変えていただきたいというのが希望でございますけれども、この段階ですので、そう簡単に文言を変えにくいということもあるかと思えますから、この表現ですけれども、中身としては、できるだけ必要に応じて委員会を設けるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。そういうことであれば特に文言の変更でなくても、外部専門家等の意見を求める。その形式として委員会形式を当然考えるのだということですが、いかがでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

結論から申し上げますと、多分間違っていないと思うのですが、ここに書いてある「必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」ということの形式の中には、必要であれば委員会の形式というものもあり得ると。それから、これまで外部専門家といっている場合には、私どもどちらかというとコンサルタントの方々をイメージしているケースが多かったのですが、当然学識経験者の方々を排除することではなくて、そこは私どもとしてもぜひご助言いただけるような機会があればと思っておりますので、その点も誤解なきようにと思っております。その点もご理解いただいた上で、あるいは共通認識にした上で、今回は改訂はいたさないということにさせていただきたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

どうもありがとうございました。そういうことで私も理解いたしました。

私、そうしょっちゅうは出られなかったのですが、最初の段階でガイドライン、現行のものは後退させないでもらいたいと申し上げました。結果、拝見しまして、この点ではそういうことはなかったと思います。一步でも二歩でも前進、改善してもらいたいと申し上げました。これも総合的にみてもと、やはりそういう方向になったと思います。ですから、それなりの改善があったので、私はよい方向に進んだと思います。

私個人でいえば、審査会がないことは残念なのですよね。それは私の見解からそうなのですが、私の立場を離れてみて全体的には大変積極的な姿勢になって、世界のいろいろな動きを適切に反映したものになったと思いますので、このよいガイドラインをぜひ運用段階でも先ほどおっしゃったようなことで、より効果が発揮できるものにしていただきたいと思います。いろいろ意見を申し上げましたけれども、結果的にはいい方向になったと思いますので、ぜひこれを活用していただきたいと思います。またパブリックコメントでいろいろな意見があると思いますけれども、適切に対応していただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

今、運用のお話も少し出ましたので、このタイミングでお聞きするのがいいのかわからないですけれども、1点、確認させていただきたい点がございまして発言させていただきます。

ドラフト案、今出されている文案のお話ではないですけれども、前々回出されております改訂の方向性のときに、論点11と論点13については運用の改善を図っていきますということで、JBICさん、NEXIさんの認識を示されているかと思います。この点については、具体的には論点13、ステークホルダーへの対応ということは前々回に藤平さんから、これから行内で周知徹底されていくということで、既にそのようにおっしゃっていらっしゃるわけですが、特に論点11のほう、融資契約締結後の情報公開については、チェックレポートの内容を充実されて運用を改善していきますということなのだと思いますけれども、こちらについては、いつからそうしたチェックレポートの内容を充実されていくのかということ、明

確にお答えいただく機会が今までなかったなと思っておりますので、何かございましたらお教えいただければなと思っています。

というのも、これからまさに改訂されたガイドラインができ上がってきて、その後、周知期間を設けられて施行されていくというように理解しているわけなのですが、改訂ガイドラインが完全に適用されるという段階については、恐らく周知期間が終わって施行された後に要請されたプロジェクトについて、完全適用がなされていくのだろうと考えています。

ただし、運用改善がなされるといわれているものについては、チェックレポートの内容の充実などについては、新しいガイドラインが施行された後に要請が来たものだけではなくて、つまりは今の段階で要請が来ているプロジェクト、現行のガイドラインが適用されるプロジェクトについても、しっかりとチェックレポートの内容が充実されていくことが必要だと私たちは感じているので、既に要請が来ているもの、あるいは現行ガイドラインの適用案件。新しい改訂ガイドラインの周知期間中に要請が来たものについても、チェックレポートの内容については、できるだけ速やかに改善されていくことをお願いしたいなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

今の点につきましては、私どものほうも運用改善のところは内部的にもどのようにやるのかとか、いろいろ準備等もちろんございますので、具体的にやっていくやり方なども、今一応ある程度の青写真があることはありますけれども、それをさらに詰めていって具体化していくといった作業もあります。運用改善だからといって、あしたからすぐにできるということではないところは、ちょっとご理解いただければなと思っております。

今の段階でいつから確実にやりますというのは、なかなか申し上げにくいところはあるのですが、波多江さんのご関心のある施行日以降に取り上げた案件しか、運用改善のところも対象にならないのではないかと。そのところが一番ご関心があるのかなと思われるのですが、一応運用改善については、私どもの準備が整って実行に移せる段階になったところから対応していきたいと思っておりますので、現行のガイドラインのもとで取り上げ

た案件であっても、運用の改善を図っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

NEXI側からということではないのですけれども、松田さんのおっしゃったところはNEXIも全く同じところでございますが、私たちが運用改善の項目で何を挙げているかということの認識が1つでない、何も書いてないから いろいろご提案があったのですが、私どもが改訂の方向性で論点11、レビュー結果について申し上げていることは2点でございます。

ちょっと原文を読ませていただきます。スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及びモニタリングすべき項目を中心に、現在公開している環境チェックレポートを拡充する。具体的には、重大で望ましくない影響。これは一義的にはセンシティブな特性、あるいはセンシティブな地形を指しているものですが、それに限定するものではありませんけれども、主にその内容でございます。この影響項目についての判断については、その根拠を極力記載する（内容によっては、借入人／プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。また、主たるモニタリング項目についても、何ゆえかかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する（内容によっては、借入人／プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。

後段のモニタリングというところは、私どもの改訂の方向性の中で明記してないのでよろしくないのですが、前後を考えれば、これはプロジェクト実施主体が当該国行政に対して行うモニタリングのことであって、私どものほうがお客様に対して要求するモニタリングの内容はこれに含まれない。何となれば、それは融資契約、または保険契約の内容であるので、これを公開するということは理論上あり得ないことは情報公開の論点12で申したとおりですので、今いった内容、主にセンシティブな特性、地形を中心とした重大で望ましくない環境影響に対しての所見。もう1点が事業実施主体、プロジェクト実施主体が当該国政府に対して報告することを前提としたモニタリングの実施項目。この点についての拡充を行うことを私どもは申しているという点を、念のため申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。もしこの場で何かないようでしたら、ちょっと休憩を挟ませていただいてという形でよろしいかなと思うのですが、いかがでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

済みません、ここはちょっとNEXIさんの説明ぶりとは若干変わってしまうところがあるのかなと思うのですが、今、改訂の方向性で2つの点、稲川さんのほうでご説明いただいたところですが、モニタリングのところなのです。

ここでいっている主たるモニタリング項目について、なぜモニタリングを要するかについての根拠を極力記載することをしたいと考えますというのは、まさに私どものガイドラインのところにモニタリングという項目がありまして、そこに「本行は原則として、カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングのうち重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う」というようになっているのです。今、私どものウェブで公開しているチェックレポートに書いてあるモニタリング項目も、基本的には、この点、項目だけだと思いますけれども、ガイドラインの内容に沿った形で私どもが重要だと思っている環境影響項目を、借入人を通じてその結果確認を行うのだという視点で、この項目を挙げているのです。現状がそうですから、その流れで改訂の方向性のほうで示させていただいたのは、さらにそこに理由を付すと。なぜ重要だと我々が判断したのかという趣旨で、ここは書いております。

では、その後の実際にモニタリングをしていく中で、我々は定期的に具体的なモニタリングの内容を紙でもらうわけですが、その内容については私どものほうで勝手に公開することはできないということで、情報公開のところでモニタリングについては現地で公開されているということを前提に、モニタリングレポートを公開しますとさせていただいたということです。一応チェックレポートに書く主たるモニタリング項目ということであれば、今私が説明したガイドラインに沿ってJBICが重要だと判断した項目について、その理由とともにお示しするということになります。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

見解の相違があるということではないのです。ちょっと変な言い方なのですが、同床異夢というか、同音異義語というか、当初からこのガイドラインの書きぶりというのは、JBICのガイドライン、NEXIのガイドラインとそれぞれのもがあって、その運用解釈というものが 私どもはチェックレポートと呼んでいませんけれども、JBICさんでいうチェックレポートに記載しているモニタリングの事項は異なっておりますし、今後とも私どもは私どものガイドラインの、NEXIはNEXIのガイドラインの範囲の中で解釈し得る内容ということで、基本的には記述を続けてまいりたいと思います。

ですから、この点で、改訂の方向性のところで私がちょっと不十分な説明をしてしまったのですが、JBIC/NEXIともモニタリングについての記述を行うという点では変わりはありませんが、JBICさんはJBICさんみずからのご判断を書かれる。私どもは当該国におけるモニタリングの内容について書くと。記載内容は異なるものでございますけれども、内容的に拡充に努めるという点では違いは、その点ではコミットしていることに差異はないということをご補足申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今の松田さんのご説明で、JBIC側のスタンスは明確に示していただいたと思っております。一方で稲川さんのご説明で、えっ、そうなのだろうか若干初耳感みたいなものがあったわけなのですが、この改訂の方向性を読んでも、例えば今私がみている8月4日バージョンの論点11、ページ6の3のあたりをみているのですが、あっという間に論破されてしまうおそれをもちつつも、合意された主たる環境社会配慮の対策を明記することについては実効性が認められませんでした。ただし、JBIC/NEXIとして認識していた要モニタリング項目について現行よりも情報を拡充して公表することは、アカウントビリティ向上の観点からその必要が認識されました。何かご説明を聞いていても、私としては現行のチェックレポートで書かれている要モニタリング項目というものを拡充、強化していくのかなと思っていただけなのです。ただ、實際上、両者の間に、結果として同じことになってしまうのかもしれないと思いつつ、そこら辺をちょっとクラリファイさせていただきたい

と思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ここのところも特段、一方のことを書いているわけではなくて、JBIC/NEXIとして認識している要モニタリング項目という 要というところは必要の要だと思うのですけれども、この文字に対してJBICさんはJBICさんみずからのモニタリングというところでの必要性ということをご認識されているのでありましょうし、NEXIとしては当該プロジェクトにおいてモニタリングされるべき項目という認識で、ここは読み込んでございます。その点において、前後の文章からもそこはないものと理解しております。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、ここで一たん休憩を挟ませていただいて、今、私の時計で52分なのですが、10分後ということでもよろしゅうございますでしょうか。ここで10分間の休憩をとらせていただければと思います。10分後にまた再開させていただきます。よろしく申し上げます。

(休憩)

【司会】

それでは、そろそろ時間でございますので、このあたりで再開させていただければと思います。

まず、JBICから申し上げます。

【国際協力銀行 松田】

では、再開したいと思います。一応休憩前での時点で、きょうここで協議すべき事項については、すべて協議を終えたというように認識しております。これから今後のスケジュール等、こちらからご説明をと思っておりますが、その前に14回、コンサルテーション会

合を続けてまいりまして、本当に NGOの方、それから産業界の方、原科先生を初め学会の方、また多くの方にずっとこの会合にご参加いただいて、協議にご協力いただいたと。非常に議論が深まってよい協議内容で、それをまた反映した形で私どもも改訂のドラフト案をまとめることができたかなと思っております。本当にここで改めて感謝申し上げます。

では、これから今後のスケジュール等、ちょっとお話ししようと思っておりますが、その前に何かございましたらよろしく願いいたします。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

別に NGOを代表するわけではないですが、一言、このプロセスについての所感めいたことを申し上げたいと思います。

最初、この改訂のやり方をめぐって委員会形式がいいのか、あるいは平場で議論するのが望ましいのかということについて、若干議論させていただきました。あのときの議論は議論としてあるわけですが、少なくともこういったコンサルテーション会合という方式で、だれもが参加でき、だれもが発言できるというやり方としては、今回きちんと議論を詰め、この改訂案にたどり着くことができたという意味で、私自身は今回の一連のプロセスというのを高く評価しているところであります。

最初、たしか藤平さんからドラフトを提示するという話があって、私たちのほうでちょっと待ってくださいという話をしたかと思うのですが、今、実は藤平さんがどう思っているかというのはわかりませんが、私は非常によかったと思うのです。ドラフトを提示するところから議論するのではなくて、一つ一つの論点を積み上げ議論し、その先にまた改訂の方向性というワンクッションを置いていただいて、今、改訂案に至っていると。その中で、例えば最初のころの私たちの提案だったり、あるいはJBICの方々からの私たちの提案に対するリアクションだったりということと、現在、私たちが考えて、あるいはここで議論されていることというのはかなり議論に進化があるし、お互いのことを理解しながらまた違った議論ができるようになってきているという意味で、非常に段階的に一つ一つ詰めた議論をしてきたというのは私はよかったと思っています。

また実際、私たちの提言、あるいは私たちがプロジェクトで実際に関与する中で感じて

きた問題点というのに対しても、JBICの方、NEXIの方、双方問題意識の部分を真剣に受けとめ、どういった文言にできるのかということ非常に真剣に考えていただいたと思っています。例えば改訂の方向性にせよ、今回の改訂案にせよ、またその中での議論から、修正すべき点は修正するという柔軟な姿勢を示していただいたということも非常に良かったと思っております。

何点か残念だったなと思うのは、今回は そこに来ると皆さんペンをとられていて何かまじめだなと思うのですけれども、1つは JBIC/NEXIの皆さんが議論の一方の当事者で、しかも議論の行司役を務めていらっしゃったという中で、時々、若干強引な議事進行があったのかなと私たちが思った機会が何回かあったというのは残念だなと思っています。

それから、これは今後、生かしていただきたいということであるのですが、実施状況確認のやり方、タイミング、あるいは実施状況確認のプロセスの中でのステークホルダーからのインプットという意味では、さまざまな形でまだまだ改善できる余地があるのではないかというように、私たちとしては思っているところであります。

今まではプロセスの話ですが、改訂案の内容について若干お話しさせてください。というのはコンサルテーション会合の中で議論が進んできて、いろいろ議論のポイントが絞込まれてきて、恐らくこの改訂案に至っているというのは、当然議論の仕方としては必要な話ですし、だからこそきょうに至ってきたというのはあるのですが、先ほど審査会、審査諮問機関の設置において外部専門家なのか、専門家委員会なのかという話がありました。やはり委員会という形で結論を出してJBICやNEXIの皆さんに何か提示するというプロセスではなかったものですから、私たちがこの場で物をいわなくなったということ、では NGOの皆さん、これは納得したのですねととられるというのは私たちの本意ではないので、若干中身について、もうちょっとだけコメントさせてください。

改訂案については情報公開のところ、あるいは住民移転や先住民族のところについては相当進展があって、特に情報公開の範囲、やり方については他の ECAから比べると相当進んだガイドラインなり、国際機関に肩を並べるぐらいのガイドラインになったということは、私は非常に高く評価しています。

もう1つは、先ほどちらっと稲川さんからご紹介がありましたが、世界銀行のセーフガード政策に適合していきましょうという話、この場では余り議論されていないです。何か改訂案をめぐって議論ということはなかったと思うのですが、恐らくJBICやNEXIの皆さんのオペレーションの中では非常に大きなインパクトがあるだろうと思っていますし、適合

ということが、今後、実際どのように運用されていくのか。チェックリストなり、あるいは環境レビュー結果の公開なりにどのように反映されていくのかというところは、私たちも注視してみたいと思っていますし、また、そのプロセスにおいて、私たちとしてもいうべきことはいっていきたくと思っています。

コンサルテーション会合の最初のほうで、稲川さんが共有と納得ということをテーマにやっていきたいということをおっしゃっていました。最後に若干、まだ私たちとしては納得していないと。このガイドラインの改訂後、まだまだよくする可能性があったのではないかと考えている点について申し上げたいと思います。

審査会の設置については、もう既に議論されました。それから情報公開の中で翻訳版の公開の問題というのも、きょう私の仲間のほうから既に触れているところであります。翻訳版の公開についても、私たちとしては、少なくとも環境レビューの情報公開という意味では重要なイシューであるというようにいまだに思っていますし、まだまだこれから、こちらとしては再検討願いたいと思っているポイントであります。

あと2点、ちょっと申し上げたいと思っています。1点は、モニタリングにかかる情報公開の点です。今回、ガイドライン案としては、現地で公開されているモニタリング結果については、JBIC/NEXIも公開するという形でまとめられました。今いろいろな環境社会配慮の世界では、モニタリングの段階をどう、いかに強化していくのかということが1つ大きな流れとして出てきている中で、モニタリングについては、私たちとしては、もう少し進展があってもよかったのではないかと考えているところがあります。それは現地でのモニタリング結果の公開しかり、あるいはJBIC/NEXIとしてのモニタリング結果確認の公開しかり、モニタリング段階でどのようにアカウンタビリティを果たしていくのかという点については、まだまだ課題として残っていると思っております。

最後に、権益取得の問題があります。権益取得、カテゴリCが自動的になる文言になっているのではないかと。あるいは自動的にそのようにしているわけではないという議論を、これまでしてきました。正直いって権益取得の点については私たちというか、メコン・ウォッチのことなのですが、最初は提案の仕方が余りよくなかったかなということで、私たちとしても反省しているところはあります。

一方、この件を私たちが持ち出したもとのガス田の案件について、この場ではプロジェクトについて触れないという前提のもと、その点について必ずしも掘り下げた検討なしに議論がすれ違ってしまったのかなというように残念に思っている点があります。そう

いう意味では、私としては議論し尽くしたという感じは余りもっていないというところがあります。

こういった残された、私たちとしてはまだ検討していただきたいと考えている点については、今後、今から説明があるのだと思いますが、パブリックコメント等の機会を通じて、私たちはまだこれから申し上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにコメント等、どうぞ。

【宮淵さん】

2回目から途中60歳を迎えまして、もう出るのはやめようかと思っていたのですが、ついつい行きがかり上、最後まで出ました。皆さんといろいろディスカッションをさせていただきまして、本当にありがとうございました。それから、まとめ上げるのに本当にJBICさん、NEXIさんは大変苦労されたということがよくわかります。

私から2点、お話しさせていただきます。まず私の発言の中で、ワールドバンクの悪口を言い過ぎたとちょっと反省をしております。私は、ワールドバンクの方は、貧困撲滅という大変な高い目標をもって努力されているということはよく存じております。また、そのことに対して大変敬意を払っております。ただ、残念ながら社会体制が違つと、社会対策についてはなかなかうまくいかないということがございまして、ワールドバンクさんも大変苦労されているということで、いろいろガイドライン等も改訂をしながらやってきております。そういった意味で ECAの方はもとより、私も実際の、今後のワールドバンクさんの社会対策。特にイスラム社会だとか、アフリカといったところでどのように運用されるのか。そして、その結果はどうであったのかということについては、個人としても注目していきたいと思っております。

もう1点、これはJBICさん、NEXIさんへのコメントなのですが、実は3年半の実績で、イスラム社会に対するノウハウというのはかなりたまってきたのではないかと私は思っております。実際たまってきたはずなのですが、残念ながらお話を伺いしても体系化されていない。多分ワールドバンクさんも今から苦労されると思いますけれ

ども、これは大変なセールスポイントになります。イスラム社会、違った社会体制で、どのように社会対策を進めていったらいいのか。プロジェクトを順調に進めて、なおかつ現地にもということは大変大きな問題です。そういった意味でこれから結構ですけども、ぜひ体系化する。こういう結果があって、それをこのようにしようという体系化をするような努力をされていきますと、多分次回の改訂の会合にはかなり素晴らしいものができるのではないかと考えております。私は多分今回が最後で次回出ることはないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【財務省 高見さん】

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

お二方からのお話が出ましたけれども、JBICさん、NEXIさん、それぞれに対して、大変なご努力をいただいたことについて高く評価されるべきだと考えております。特に現行ガイドラインの実施状況、それからコモンアプローチ見直しなんかの国際的な動向、産業界やNGOの皆さんのご意見、ご要望。こういったものを正面から受けとめられて、十分な時間をかけて建設的な議論の結果、十分検討されたというように認識しております。そのご努力については高く評価されるべきだろうと考えております。また各界からご参加いただいて、積極的にご協力いただいている皆さんのご尽力についても心から敬意を表したいと。私自体は7月の異動からこちらに参加しておりますので、そういった意味では本当に最後の少しの間しか皆さんと一緒できませんでしたが、非常に素晴らしいプロセスだったと思っています。

なお、幾つかのご意見が出ておられますとおり、私自身も思いますのは、今回のガイドラインの改訂案はよくできていると思いますが、まだ議論の過程において出された意見や提案について、必ずしもすべて受け入れられているものではないということもありますし、現在の案をもって、そこで指摘されているような問題点がすべて解決できるという保障はないと。それについては、きょう休憩前の議論で運用の改善の話もございましたけれども、せっかくよいガイドラインをつくっても、それがきちんと運用できないのであれば全く意

味がないということでありまして、そういった意味でさらにその文言の細かな詰め、あるいは運用の改善といったことについて、なおご検討していただければと思います。

特に強調したい点は2点ございます。1つは、情報公開です。モニタリングの話、先ほども福田さんから出されていましたが、これに関して、私、ここで強調したいのは、何か案件において問題が生じた場合に、それについてJBICさんが情報をもっていながら積極的に公表しない。そういったことによって、JBICが隠していたのではないかという批判を招くようなことがないようにしたほうがいいのではなからうかと思えます。

ここ数年来、行政に対する国民の皆さんからのご批判といったもの、押しなべて大きな事件の背景には同じような問題があると思えます。事件の直接の影響、被害なり大きいというだけではなくて、情報の公開がおくれたということだけをとっても非常に批判をされているような点があると思えます。そういった問題が起こらないようにするというのが、まず一番大切だと思うのですが、仮に不幸にして、人がやることですから絶対というのではないのであって、何か起こってしまった場合に情報公開をおくらせる、あるいは拒むということは避けていくよう、気をつけていただきたいと考えております。そういった面でガイドラインに書くということになると、それから通常の情報公開では人から求められなければ出さないのか、あるいは積極的に出していくのかという点で大きな違いがあると思えます。さらに何か改善できる点がないか、ご検討いただければと思います。

また権益取得の話に関して、細かい話は申し上げませんが、もしガイドラインの条文の書き方をみて何か誤解を招きかねないような点。そういったことはないと思えますけれども、もっとよい表現方法があるのではないかと。こういった点について今までの議論を踏まえて、さらにご検討いただければと思います。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

私からも最後、ちょっと個人的なコメントとしていっておきたいと思えます。産業界をベースにしていますので、特段産業界を代表していつているわけではないですが、そこをベースとした個人的な見解だということでお聞きをいただきたいと思えます。

まず第1に、この話が起きたとき、皆様、特に NGOの方々をお願いしたのは、JBIC/NEXIの案件は商業案件なのですかということをお願いしました。ここは競争にさらされておりますということをご理解してくださいというところからスタートして、いろいろ議論がありました。よく出されたのは、円借款の世界ではこうですよと。何かJICAのほうではこうですよ、こういう例がありますよねという例を出されて、若干最初は戸惑いました。それで当方、我々はコモンアプローチがベースなのだろうと思います。それは ECAからの競争もあります。産業界の競争もあります。ただし、そうはいいながらも JBIC/NEXIさんのほうは、やはり ECAよりもフロントランナーでありたいという気持ちもあります。そこについては、もうできるだけ理解して協力していこうと。だから、我々は競争があるのではないかということをお願いしていたのですけれども、できるだけ協力したのではないのかなと思っています。ただ、ほかの方々からは、それを全然関係なく上のほうからぼーんと時々いつてくるので、若干どうしてもマージするところは難しいのだなというような感じはあります。

ただ、そうはいいましても今回できましたものは、個人的な見解としましては、それなりの評価は産業界からもしていいだろうなと思っております。そうはいいましても、コモンアプローチからみたら結構厳しいなというのがちょっとありますので、これが本当に今後どのようになるのかなと。しかも、まだ欧米と競争するならいいですけれども、これも何度もいつてきたことですが、そうではない国。特に我々、困っているのは中国だとか、そういったところともやらないといけない。そういったところとの競合のときにも考慮しながら、どのようにコモンアプローチ。そしてコモンアプローチよりさらに先、それよりもっと先、どのあたりにコンバースするものをみつけていったらいいのかということも、かなり苦労したつもりではあります。

そうはいいましても延々1年間にわたって議論してまいりまして、ああ、なるほど、こういった考え方もあるのかと。ああ、そうか、このように直せば、なるほど1つは折れることもできるのかなと、ちょっといろいろ考えながらやってきたつもりです。この1年間、JBIC/NEXIさんはいろいろまとめたりするのは非常に大変だったと思います。最後、本当にいろいろとご苦労さまでしたということで、個人的なコメントにさせていただきたいと思っております。

【司会】

どうもありがとうございました。それではNEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

NEXIとしましても、昨年11月から長きにわたりましてたび重なる会合にご出席いただきまして、貴重なご意見をいただきました皆様に御礼申し上げます。

今回の改訂の内容は先ほどからもお話が出ましたが、ポイントとしては国際基準へのより適合性と、それから情報公開ということかと思えます。前項に関しましては、非自発的住民移転、先住民族、生態系と生物相といった重要な内容を、世銀OPに準じた内容として規定化したこと。それから後者に関しましては、公開文書の範囲とウェブの利用ということで新たに充実させたこと。この2点に加えまして、例えば原子力につきましてはFAQにおいて経済産業省の安全確認を踏まえた形にするということを明確にしたことなどが、内容的には大きな特徴であったと思えます。

この意義は当然に大きいのですが、内容自体にかかわらず約50の論点を14回、平均5時間としても70時間以上の長きにわたりまして審議いただきまして、そのプロセスを通じて改訂のニーズとか実効性というところを逐一審議、お話しできたこと。ここは非常に大きな重要な部分ではなかったかと思えます。この審議内容は今回の改訂内容を施行する上で重要な認識の礎となるということと同時に、改訂されなかった部分についても、今後、将来再び議論する場があったときに、その立脚点にもなるということだと思います。

今後の取り扱いにつきましては、後ほど最後にJBICさんからお話があると思えますけれども、コンサルテーションをここで終了させていただくに当たって、これから私どもが事務的な改訂の社内のプロセスに入ることができるということになります。ご議論いただきました今手元にある文案をもとに、他の約款とか規定との整合性等もよくよくみまして、ひょっとして若干の字句の修正、訂正はあるかもしれませんが、それらを踏まえてパブリックコメントにかけさせていただくような形になります。

きょうは施行日ではないですが、ここに来まして、我々、きょうは1つのゴールであると同時に出発点でもあろうかと思えます。皆様からのいろいろなご意見、叱咤激励、JBIC/NEXIをみる厳しく温かい目ということで、その思いの結晶としてこれから生まれる新ガイドラインに恥じないように、これに即した実施にしっかりと努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

恐らく、この会でかなり発言してきた稲川からも一言あるかと、いいたいのではないかと思いますので（笑声）。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご指名ですので、何か結婚式のスピーチみたいなのですけれども、少し気持ちを込めて話したいと思います。

私も実は1回目の会合のときは所用で出られなくて、2回目から出たのですけれども、正直えらいところに来てしまったなど。いつ果てるともないおしかりを、どうなるのだろうと正直迷いがありました。そのときにある人から、今、小泉も申したのですが、実はこういう言葉を受けました。皆様からおしかり、あるいはご希望、ご意見というものは、それだけ JBIC/NEXIへの期待と励ましなのだ、そうして受けとめていくことが必要なのだ。そのときは正直、関係ない人はいいことをいうわなとしか思わなかったのですけれども、きょうこういう形であいさつをしようと思ったことを、これまでお話しになったそれぞれの参加者の方から言葉の多くを既にいわれたところに、私どもが心がけてきた共有と納得というものがかなりの部分で もちろん未熟なところは残りますが、達せられたのではないかと。1つの節目の日に安心している次第でございます。

私からは、一番最初に福田さんからおっしゃられたことと重なる部分もありますが、この会合をオープンコンサルテーション形式で行ったことについて、若干感じたところを述べたいと思います。

まず繰り返しになりますが、私たちにとってのお客様でございます産業界の皆様、また NGO等の市民社会からの皆様、そしてきょう原科先生は間に合ってよかったわけですが、私ども学識者の方、私ども JBIC/NEXIそれぞれの主管官庁であります財務省様、経済産業省の皆様におかれましては、ご多用の中にもかかわらず長期間のお時間をいただく結果となりましたことを、私ども至らぬところもありました点を含め、恐縮しつつも改めてお礼を申し上げたいと思います。皆様の一つ一つのご意見があつて、また皆様のそれぞれのお立場の1つが欠けていても、私たちはきょうの段階でこの結論にたどり着くことはなかったのだろうと。この点において、私どもは皆様と一緒に審議ができて本当によかったと心か

ら思っております。

そうした中において、もう既に紹介もありましたが共有と納得という言葉でございます。私どものガイドラインといいますのは、ほかの環境ガイドラインと、例えばJICAさんですとか世銀さん等と若干異なるところとして、日本企業の皆様、また海外のプロジェクト実施者の方々が私どものガイドラインに込められた趣旨を踏まえた形で、環境社会配慮を実現されることで初めて意味をもってくるものなのだと。お経を形にしていく方がいらっしやって、初めて成り立つものだという点。また、その一方で市民社会の皆様が思うところ、日本国のあるべき姿、今後の世界を担う環境社会配慮はどうあるべきかと思っている点とシンクロしていくことにおいて、私どものガイドラインは国民の皆様から負託されたものとして、あるいは説明責任を求められている中において初めて意味をもってくるのだと思っております。

こうした中においてオープンコンサルテーションという形をとる中で、恐らく先ほどもありましたとおり産業界の皆様も、NGOの皆様も、ちょっと言葉が悪いわけですが呉越同舟的な形で同席し、議論を交わすということは、私たちが多分にトライアルなことだったと、当初、正直なところ思っておりました。しかしながら、私たちのそのような浅はかな懸念を見事に返す形で、皆様の審議内容とは私どもが考えていた以上に教わることばかり、非常に熱く、時にちょっと熱過ぎたこともあったかと思うのですけれども、また深い内容があったと思っております。

産業界の皆様におかれましてはみずから改訂していくという、ある意味、皆様自身が背負っていくものを、あえてみずからとられた局面もございました。また一方でNGOの皆様においては、今までなかなか実感しづらい面もあったかもしれませんが、国際競争の厳しさという点でのご理解という中で論点をまとめていく苦渋というか、ご苦労しての選択をとられたこともありました。こうした点、また私たちがその間に入って熟慮しながら言葉の一つ一つを選ぶ中で、非常に大きな勉強になったと思います。額面だけ通して、本当に最初からドラフトを出していたらできなかつたであろう、私たち自身が得られなかつたであろうことが今ここにあると、その喜びをかみしめております。

そうした上において私どもが最後に思うところとしては、仏つくって魂入れずという先人の言葉を忘れてはならないと。小泉が申したとおり、改訂したことと同様に改訂されなかつたことへの思いも忘れぬ。先ほど高見様、あるいは福田様からあったことは、まさしくそのとおりと。つまり何を改訂したのかということがこの会合で得られた最たるもの

ではなく、何を議論し、私たちは何を求められたのかという点を忘れずに、今後、正式にパブリックコメントという形で皆さんのご意見、さらに国民の皆さんのご意見を受け、ガイドラインの施行を実施する中において、今後こそ日々精進の姿勢。文言には残らなかったことも含めてその思いを忘れず、すなわち皆様の期待の結晶であるガイドラインと、皆様の期待に恥じぬことのないよう、問われることは今できたことがゴールではないと。まさに今後、どうしていくのか。そしてまた、いつかは来る新しい改訂のときに実施状況確認等の場で、あのときいったことは何なのだといわれるようなことがないように一人一人、ここにいる者がもうそのときにはいないかもしれませんが、今後、この席に何年後かに立つ人間が、こちらに座られる皆様に対して恥ずることのないように伝えていくことが、まずきょう私どもが皆様の最後の言葉の中で心新たにさせられた点だということをNEXI側として申し上げまして、お礼をいうのも気恥ずかしいわけですが、そういうものにかえさせての決意としてごあいさつさせていただきます。本当にどうも長い間ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

【原子力資料情報室 ホワイトさん】

もっと早く発言するべきだったけど、ほかのNGOが何かいうと思ったらもう稲川さんの話があって（笑声）。私は後で何か悪い印象を与えるかもしれないのだけど、どうしても原子力についての不満を繰り返したいと思って（笑声）、ちょっと準備したことをいわせていただきます。

原子力関連プロジェクトだけ、ほかのプロジェクトと違う扱いをするのはおかしいです。原子力関連プロジェクトの重要な要素が、JBIC/NEXIの環境社会影響の調査から免除されることは不適切です。また前回のコンサルテーション会合で、放射能の濃度のモニタリングはIAEAの国際的な枠組みの中で通報システムがあるということでしたが、JBIC/NEXIとしてモニタリングもしないし、情報公開もしないという制度は、将来的に大きな問題や事故を招く可能性が高いと考えます。いろいろな意味で原子力は大きなリスクを抱える分野であるからこそ、融資、付保を決定する前にきちんとした環境社会影響配慮をし、モニタリングを行うことが必要です。今の制度では十分な環境社会配慮を期待できません。済み

ません、そのようなきつい言葉を残さなくてはならないのですけれども、そのことを次のガイドラインで、原子力についてももう少し踏み込んだ言葉が入ったほうがいいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

本当に皆さんありがとうございました。いろいろなご意見がありまして、特にワイトさん、ありがとうございました。稲川さんの後に、私、これから事務的な話をしようと思って非常にやりづらくなったのですけれども、ワイトさんのご発言が間にあってやりやすくなりましたので、ありがとうございました。

ご評価いただいた点、それからご批判されている点とかいろいろあったと思います。もう一つずつは、もちろんこの場で何か協議をするとか、こちらから説明するということはしませんが、1つだけお話ししておきたいのは、私ども特にJBICの場合は組織も変わって新しいミッションになると。産業界委員の方の話、国際競争力といったところ、また原子力などでいえば国際的枠組みとか、あとMETIさんとの関係とかいろいろある中で、制約といたらあれなのでしょうけれども、いろいろな条件、あとバランスを考えなければいけない。そういった中で私どもは私どもなりに、いろいろなご意見が出てきたわけですけれども、その中でベストな回答を出してきたつもりであります。一番最初に福田さんから、今後、パブリックコメント等の機会を通じながらまたコメントを出されるというお話もありましたが、そこはお待ちしてますというのもちょっとおかしな話かもしれませんが、もしそういうことでお出し頂ければ、また私どもは私どもの部分、考えで、それにお答えするということになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

では、ちょっと事務的なといたら語弊があるかもしれませんが、今後のスケジュール等について、今私どもが思い描いているものを簡単にご説明したいと思います。私の説明で足りないところがありましたら、NEXIさんを初め、ちょっと補足してもらえればなと思っています。

まず、先ほどNEXIの小泉さんからも話がありましたけれども、これからきょうの会合の協議結果を踏まえて、私どもは改訂ドラフトにかかるパブリックコメントの準備に入って

いきます。内部手続を進めていくこととなります。その過程で他のいろいろな書類等、先ほど約款という話もありましたが、その中でちょっと字句を調整するなどのことは可能性として出てくるかもしれません。本質を変えるということは一切ございませんので、ただ、そういった字句調整などがあり得ると。パブリックコメントにされた内容で何か言葉がちょっと違っているなというところがあっても、そこは内部の手続を経て醸成したところだということをご理解いただければと思っております。

それとあわせて、私どもでは和文だけではなくて英文版のほうも作成して、パブリックコメントにかけるということで考えておりますので、その英文版の作成のほうにも入っていきたいと思っています。

具体的にスケジュールなのですが、一応パブコメのほうは10月中旬くらいに受け付け開始、期限は11月末くらいを考えております。そこでいろいろなコメント等が出てくるかと思うのですが、そのコメントの量が今、実はどれくらい出てくるのかという想像が余りついておりませんで、ここはNEXIさんと私どもの間でやや見込み、ちょっと差があるのです。その後のスケジュールが、まだちょっとNEXIさんとの間で十分調整ができていないところがあるのですが、一応11月末で締め切りまして、その後、一つ一つのコメントに対して私どもが回答していくと。まとめて回答するということとなりますけれども、その時期にもよるのですが、年末年始を挟むこともあって1月に入ってからご回答かなと考えております。その後、2月の頭とか、それくらいになるのではないかと思います。一応制定日みたいな形になって、ちょっと期間を置いて1ヵ月とか2ヵ月で施行という形でできればなと考えております。そのあたりも施行に当たって内部でいろいろと準備。特に情報公開でも変えるところがありますと、ウェブの中身、出し方にも手を入れるということもありまして、ちょっとそこもこれからもう少し具体的なスケジュールのほうは決めていきたいと思っておりますけれども、今考えているのはそのようなことでございます。

それに加えて今、この場でも総括して、コンサルテーション会合のやり方とか内容についてのご意見があったかと思うのですが、私どもとしても前に一度、この会合でも藤平からちょっとお話をしたかと思うのですが、今回の一連の改訂の作業について私どもなりに総括した報告書みたいなもの。どれくらいの量のもので、どこまで何がというのはまだ全然、これから検討していくことなのですが、一応そういった総括報告書みたいなものをちょっと作成しようかなと思っています。その中には、先ほど波多江さんから

ちょっと話がありました運用改善とか、要するに今回、ガイドラインの本文とか、FAQとか、チェックリストというところではなくて、運用で改善しますといったものが幾つかあったかと思うのです。それについても議事録に残っているとえば残っていますし、今まで出した資料の中にも残っているとえば残っているのですけれども、一応総括報告書の中に、それも改めて加えていきたいと思っています。

今いいましたようにパブコメ、それからパブコメから出たコメントに対する回答、そして総括報告書の作成。あとパブコメによってまた必要があれば、場合によってはガイドラインのほうにコメントを反映するという作業が入る可能性もあります。改訂ガイドラインの最終版、それから今いいました総括報告みたいな形のものを、やはり何らかの形で皆様の前でご報告する機会を設けてもいいのではないかなと、今そんなこともちょっと考えております。まだ正式にいつやりますということではないのですけれども、コンサルテーション会合という名前ではありませんが、同じような形で事前にご案内させていただいて、お集まりいただいて、そこで私どもからご報告、ご説明をさせていただくような機会なども設けたいというように、今考えているところでございます。

以上、今後のスケジュール、これから私どもがやろうとしていることについて簡単にご説明いたしました。何か補足があればよろしく願いいたします。ではスケジュールとか、何かご質問があればお答えしますけれども、まだ完全にかっちり固まっているわけではないので、余り細かくご質問されてしまうと答えられないところも出てくるかもしれませんが、何かあればお答えできる箇所はお答えしますので、よろしく願いします。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

松田さん、ご説明ありがとうございます。

1点、質問なのですが、このコンサルテーション会合の総括報告書を書かれるということだったのですが、耳ざわりとしてはおもしろそうですし（笑声）みてみたいと思う次第なのですが、具体的に位置づけですとか内容には一体どういうことが含まれるのでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

ご質問ありがとうございました。具体的な内容については、これからNEXIさんともご相談しながら詰めていくということになりますけれども、一応私どもが今考えておるのは、やはり次回、また同様の改訂の作業があるわけですね。それに当たっては実施状況確認調査といったこともありますし、あと今回、福田さんからもお話がありましたけれども、コンサルティング会合でやったほうがいいのか、委員会形式がいいのかといった議論もあったかと思うのです。要するに、そういうものをすべて次回の改訂作業の参考に資するような形で、できる限り今までの一連の作業の経緯、内容から、あとどうしてこのような形になったのか、どうしてこういう形でやったのかということも含めつつ、報告書というのはまとめていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

【司会】

神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私はコメントを1つと質問を1つなのですが、総括報告書をまとめられるというのは今後の参考になりますし、せっかくいろいろな経緯があってここまで至ったわけですので、残すという意味では非常に重要だと思います。

ご提案なのですが、ドラフトをみせるというようなものではないと思いますが、外部からみてどうだったかということ、例えば後ろに付録みたいな形でつけるとかできるのであれば、もしかしたら中身をみて外部の人間としてインプットさせていただきたいことが出てきた場合に、それを残していただければいいのかなというふうにふと思いました。

もう1つは質問なのですが、恐らくFAQはガイドラインの最終版が固まってからつくられるということになるのかなと思いますが、一方で、この間質問させていただいた限りでは、JBICさんなどは新しい組織に向けての微調整、プラス今回、新しく含まれる内容というようなことでしたので、もしかしたらもっと早い段階で一緒にあわせて出される

のかなと思うのですが、その辺のタイミングを教えてくださいませんか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

基本的には、ガイドラインの本文と同じタイミングで思っております。

【司会】

ありがとうございました。ほかに、ご質問などございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

最後に肝心の、藤平がちょっと一言、あいさつをというようにしておりますので、特に何もなければ藤平の締めあいさつにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【司会】

では藤平さん、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

正直、随分長かったなと思っています。ほかの方々、稲川さんとか、あるいは福田さんとかよくまとめられて、小泉さんもそうですけれども、ちゃんと整理された上での発言ではないので、ちょっと支離滅裂になってしまうかもしれませんが、余りダブらないように思ってお話をしたいと思います。

コンサルテーションというものを立ち上げるときから、常に試行錯誤でありました。参加される方も100名を超えてしまうのかな。超えるのがいいのかな、悪いのかなと思いつつ、でも結局、今回14回ですけれども、それでもまだ何十何名という方々に参加いただいております。コンサルテーション会合をやるということをアナウンスしたときに、私どものホームページでは、ことしの10月に改訂するということをめどとしますと書いてあったと思います。これは現行のガイドラインとの関係においては必ずしも必須ではなかったのですが、たまたま私どもの再編ということがあるので、それとタイミングを合

わせたらいいということだったわけですが、残念ながら10月の改訂ということにはならなかったわけです。でも非常に大きなヤマであったコンサルテーション会合というものを、この9月に終幕を迎えることができた。これはもちろん正直、私どももかなり努力いたしましたけれども、ここにいらっしゃる順番はともかく産業界の方、NGOの方々、学会の方々、それから官界の方々の、本当にご協力のたまものだと思っています。

それから、本当に私個人のあれではあるのですが、忘れてはならないのは、今、私どもの隣にいるNEXIさん。本当に彼らと手を携えてやってこれてよかったと思っています。もう途中からはおんぶにだっこのような感じがして非常に心苦しくて、議論そのものも、私はほかの人に比べて弁が立つわけではありません。実はすごく苦手意識をもって臨んでいたわけです。それからちょっと人の意見を余り聞き過ぎてしまうところがあるので、逆にお断りするときというのは、すごくつらい思いをしながらお断りしているということがありました。余りまじめ過ぎるとよろしくないのかなというのが、全部ではありませんけれども、今回、得られた教訓の1つです。

余り長くなってもあれなのですけれども、コンサルテーション会合というものは、始まる時にだれかがいっていたのですが、本当に複数回こなさないとそれなりの結果は得られないのだなということも、もう1つ、実感いたしました。本当に皆様、今までご協力いただきましてお疲れさまでしたし、ありがとうございました。この場をかりて本当に御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

皆さん、ご苦労さまでした。最初に複数回やらなければいけないと私がいったと思いますが、藤平さんは本当にきちんと皆さんの意見を聞かれて、それで誠実に対応されたと思います。NEXIの方、皆さんもそうだったですね。私はきちんとした議論ができないとまずいので委員会形式がいいと申し上げたのですが、結果的には、私、そんなに回数は出られなかったですが出た回をみる限り、この場で相当議論がきちっとされたと思いますね。そういう意味では、それが結構いい成果につながったと思うのです。ですから、これをさらに進めていただきたいと思います。なかなか通常の委員会のようにはいかない

ところがありますけれども、そういう制約の中でありながらかなりきちっと議論ができたと思います。

一方、新JICAのほうも今進めておりますけれども、JBIC/NEXIのほうはもうこれで新しい段階に入ります。新JICAのほうはなかなか複雑なところがありますので、もうちょっとかかりますけれども、こちらでの真剣な議論を参考に、あちらでもいい成果を出したいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。

これをもちまして、コンサルテーション会合を終了させていただきたいと思います。改めまして、ご参加いただきましたすべての皆様のご協力に深く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。